

山口県子ども・若者育成支援等に関する取扱手引書

2025（令和7）年3月
山 口 県

＜目次＞

第1章 取扱手引書の作成にあたって

1 取扱手引書作成の趣旨	1
2 取扱手引書の位置付けと役割	1
3 基本となる柱	2
4 連携体制	3
5 施策体系	4

第2章 具体的施策の推進

1 全ての子ども・若者の健やかな育成	6
(1) 自己形成のための支援	6
①基本的な生活習慣の形成や規範意識等の育成、体験活動の推進等による日常生活能力の習得	6
②子どもの居場所づくりの一体的な推進	10
③きめ細かな指導体制の充実等による学力の定着と向上	12
(2) 子ども・若者の健康と安心安全の確保	14
①健康教育の推進と妊娠・出産・育児の支援	14
②いじめや不登校等に対する相談体制の充実	18
③防犯・交通安全・防災のための教育	21
(3) 社会人としての権利・義務等の正しい知識の習得	23
(4) 若者の職業的自立、就労等支援	24
①地域企業や産業と連携した職業能力・意欲の習得	24
②県内就職の促進等による就労支援の充実	27
(5) 未来を切り拓く子ども・若者の応援	28
①グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成	28
②地域で活躍する若者の応援	30
③次世代競技者、若手芸術家等の育成	32
2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	33
(1) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	33
①ニート、ひきこもり、中途退学の子どもの若者の支援	33
②障害等のある子ども・若者の支援	33
③社会的養護の推進	39
④ヤングケアラーへの支援	41
⑤非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援や未然防止活動	41
⑥自殺対策のほか特に配慮が必要な子ども・若者の支援	42
⑦関係機関の連携や相談体制の充実	43

(2) 子どもの貧困解消に向けた対応やひとり親家庭等の自立支援	43
①子どもの教育の支援	43
②家庭生活の安定に資するための支援	49
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	59
④経済的支援	65
⑤子どもの貧困解消に向けた支援活動の充実と理解促進	66
(3) 子ども・若者の被害防止・保護	67
①児童虐待防止対策	67
②児童ポルノ被害対策や犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応	68
3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備や担い手の養成	69
(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の構築	69
①家庭の教育力向上等による保護者等への積極的な支援	69
②コミュニティ・スクールの推進等によるやまぐち型地域連携教育の充実	70
③保育の場の確保や放課後児童の居場所づくりによる社会全体で子どもを育む環境づくり	71
④子ども・若者の社会性・人間性を育む地域の多様な活動の推進	72
(2) 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応	73
①スマートフォンの普及等に伴うインターネット利用への対応	73
②成人向け図書の区分陳列の徹底等による有害環境の浄化	74
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	74
(4) 地域における多様な協力者の養成・確保	76
(5) 専門性の高い人材の養成・確保	77

1 取扱手引書作成の趣旨

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県において、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち県民の願いです。

こうした中、核家族化の進行、地域社会の希薄化に加え、スマートフォン等の普及による情報化の急速な進展、有害情報の氾濫など、子ども・若者を取り巻く環境は急激に変化しています。

また、多くの子ども・若者が不安を抱え、様々なつながりの希薄化により孤独・孤立感が高まる中で、子どもの貧困、いじめ、児童虐待、不登校、ひきこもり、低いウェルビーイングなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題は、複合化、多様化しています。

今もなお、支援を必要とする子どもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しい状況であることから、子どもや家庭に支援を届ける上での、教育と福祉の一層の連携促進や、民間企業や関係団体との連携体制の強化が必要です。

このため、誰ひとり取り残されず、全ての子ども・若者が夢と希望を持ってたくましく心豊かに成長・活躍していけるよう、幼少期から青年期、結婚・妊娠・出産まで、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を社会全体で実施していくための「取扱手引書」を作成しました。

「やまぐち子ども・子育て応援プラン」において、社会全体で子どもと子育て世帯をやさしく包み、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指す「みんなで子育て応援山口県」を推進することとしており、本取扱手引書により、こうした取組を円滑かつ効果的に進めてまいります。

2 取扱手引書の位置付けと役割

本取扱手引書は、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」として位置付けられる、次の計画について円滑かつ効果的に取り組んでいくための実施要領として作成するものです。

- ・ 山口県子ども・若者プラン（子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画）
- ・ 山口県子どもの貧困解消対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画）
- ・ 山口県ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画）

3 基本となる柱

(1) 全ての子ども・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣の習得等を通じた自己形成を支援するとともに、発達段階に応じた悩みや相談に適切に対応できる体制の確立に取り組みます。

また、学力の向上やキャリア教育等に取り組むことにより、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図ります。

(2) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、その困難を乗り越えて成長していけるよう、市町等関係機関の連携を強化し、地域の実情を踏まえた取組を支援するとともに、支援の届きにくい子どもや家庭に配慮しつつ、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のないきめ細かな支援を行います。

また、ひとり親家庭等が社会の理解と幅広い支援を得ながら、地域社会の一員として様々な活動に参加し、ともに支え合い、自らの力で安定した生活を営むことができるよう、ひとり親家庭等の自立促進のための施策を総合的に推進します。

(3) 子ども・若者の成長に向けた社会環境の整備や担い手の確保

家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を取り巻く有害環境の浄化に取り組みます。

また、社会全体で子ども・若者の成長を支えるため、地域における多様な協力者や子ども・若者の育成支援に携わる専門性の高い人材を養成します。

4 連携体制

(1) 関係機関との連携

子ども・若者の成長と社会的自立等に向けて、市町、家庭、学校、そして山口県青少年育成県民会議、青少年育成市町民会議をはじめとする地域ボランティア、青少年活動団体、NPO、企業等との連携を図りながら、計画の着実な推進を図ります。

子どもの貧困対策やひとり親家庭等の自立支援に向けては、早期の段階における生活全般にわたるきめ細かな相談を行うとともに、経済的自立に必要な就業に関する情報の提供や、就業に際しての子育て支援など、県・市町の福祉部局と国、県・市町の労働部局とが緊密に連携し、効果的な施策を展開します。

(2) 庁内の連携体制

子ども・若者の成長と社会的自立等に向けた支援については、様々な分野の施策が含まれていることから、庁内関係課が一体となって、教育、福祉、労働分野等地域における関係団体等との連携・協力を得ながら、計画の着実な推進を図ります。

5 施策体系

基本目標

施策の方向

施策展開

基本目標 1 全ての子ども・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

- ① 基本的な生活習慣の形成や規範意識等の育成、体験活動の推進等による日常生活能力の習得
- ② 子どもの居場所づくりの一体的な推進
- ③ きめ細かな指導体制の充実等による学力の定着と向上

(2) 子ども・若者の健康と安心安全の確保

- ① 健康教育の推進と妊娠・出産・育児の支援
- ② いじめや不登校等に対する相談体制の充実
- ③ 防犯・交通安全・防災のための教育

(3) 社会人としての権利・義務等の正しい知識の習得

(4) 若者の職業的自立、就労等支援

- ① 地域企業や産業と連携した職業能力・意欲の習得
- ② 県内就職の促進等による就労支援の充実

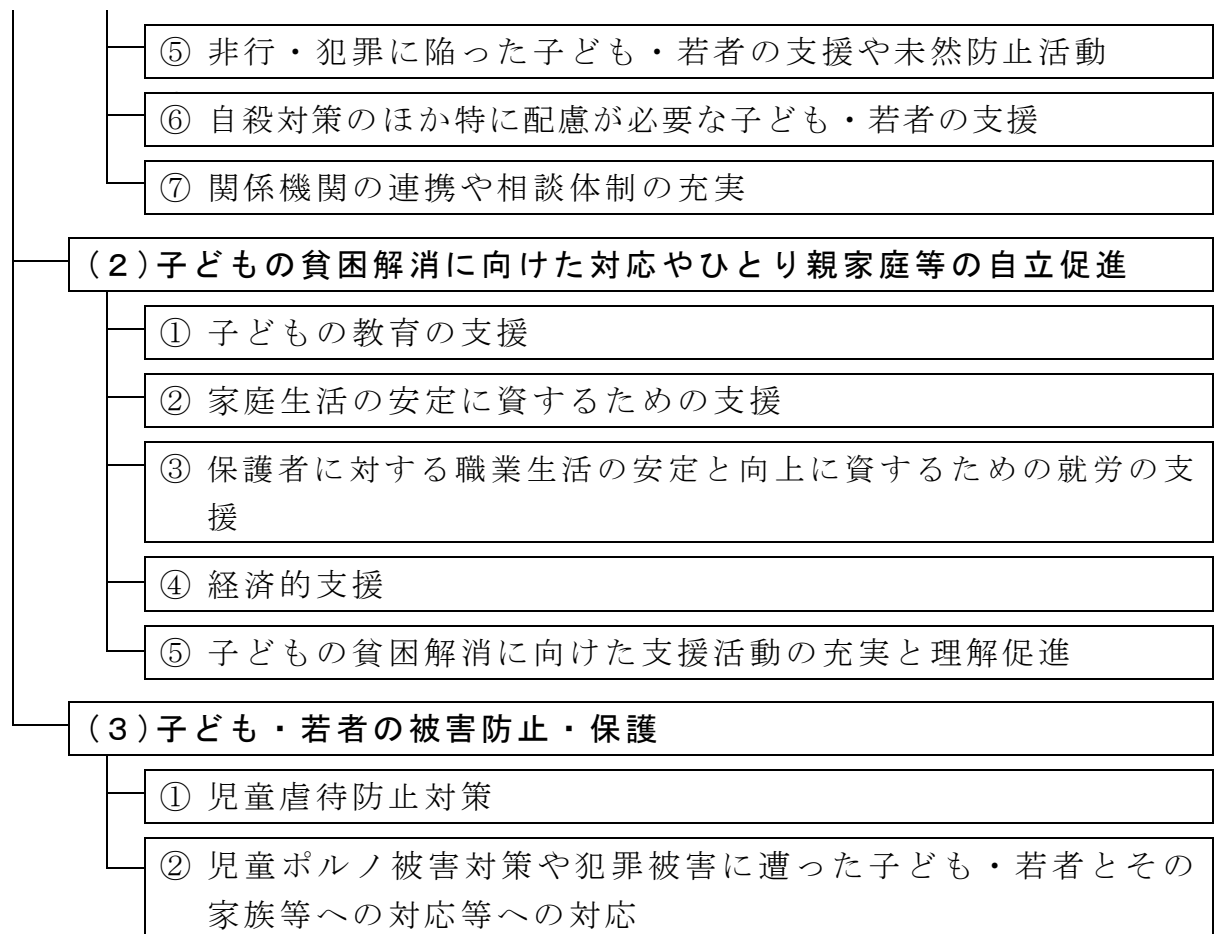
(5) 未来を切り拓く子ども・若者の応援

- ① グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成
- ② 地域で活躍する若者の応援
- ③ 次世代競技者、若手芸術家等の育成

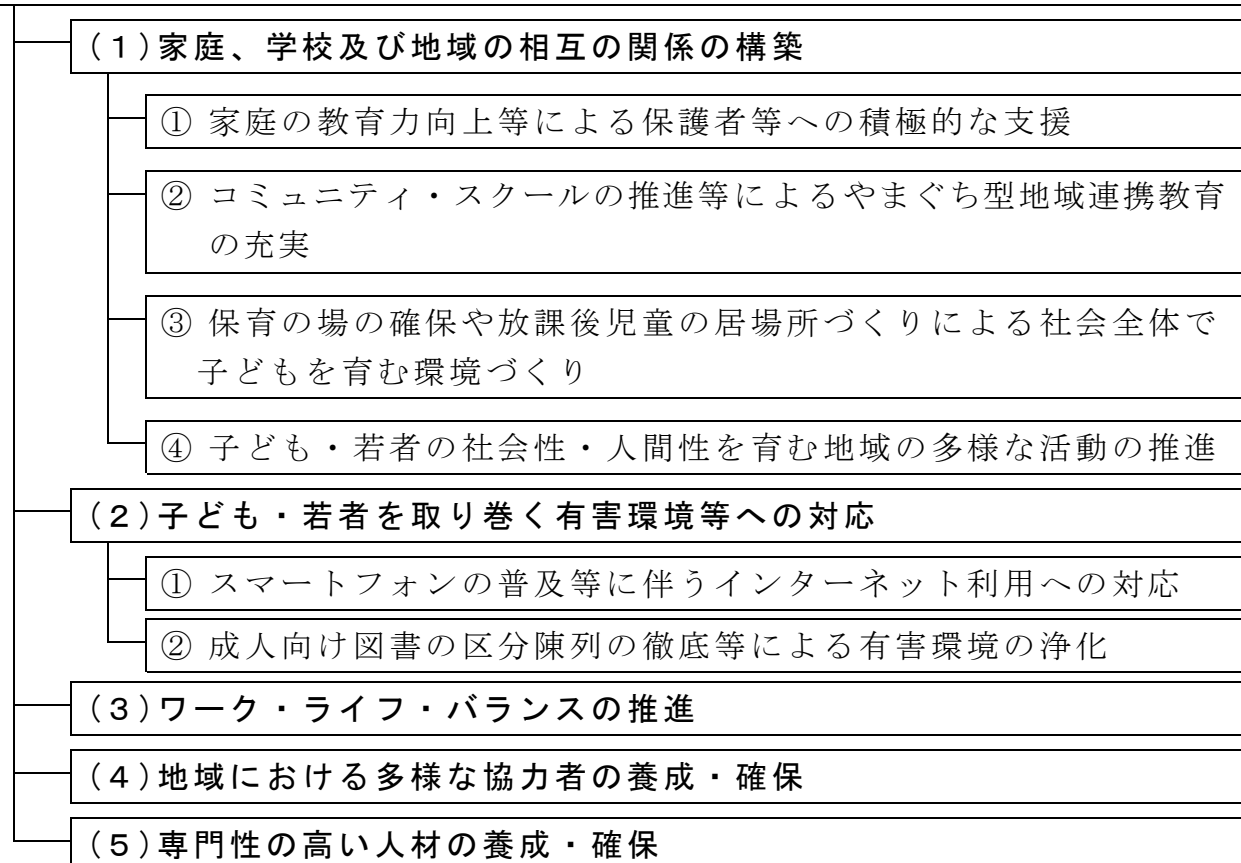
基本目標 2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

(1) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

- ① ニート、ひきこもりの子ども・若者の支援
- ② 障害等のある子ども・若者の支援
- ③ 社会的養護の推進
- ④ ヤングケアラーへの支援



基本目標3 子ども・若者の成長に向けた社会環境の整備や担い手の養成



1 全ての子ども・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

① 基本的な生活習慣の形成や規範意識等の育成、体験活動の推進等による日常生活能力の習得

ア 基本的な生活習慣の形成と食育の推進

○ 生活習慣の形成

家庭教育に関わる機関、団体等が協働して家庭教育支援の総合的な推進を図るために、「家庭の元気応援キャンペーン※」に取り組んでおり、今後も、キャンペーンに協賛いただける機関、団体の増加に取り組むとともに、「わが家のやくそく」の取組等を通じて、学校、家庭、社会が一体となった取組を推進します。

※ 家庭の元気応援キャンペーン

「早寝早起き朝ごはん 本を読んで外遊び みんな仲良く今日も元気」をスローガンに、基本的な生活習慣やお手伝いの定着、家族がふれあう機会づくり等、家庭の教育力向上のための取組を全県的に推進するキャンペーンです。

○ 食育の推進

- ・ 栄養教諭※を中核に学校全体で組織的・計画的に取り組む食育推進体制の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域との連携を深めた食に関する指導を行います。
- ・ 家族や友人等と一緒に食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることで、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなっていきます。保育所や幼稚園、学校等での食育を通じて、共食の意義を子ども及び保護者にしっかり理解してもらうよう啓発します。

※ 栄養教諭

学校における食育を効果的に進めていくため、教育に関する資質と栄養に関する専門性とを併せ持ち、学校における連携・調整を担う教育職員です。

栄養教諭は、子どもたちに対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行っています。

【数値目標】

朝食を毎日食べる児童生徒の割合（公立小・中学校）	(2023 年度)		(2029 年度)
	小 6	94.4%	100%
	中 3	92.6%	

イ 人権教育の推進等による規範意識等の育成

○ 人権教育の充実

- ・ 地域の教育力も活用し、児童生徒の自発的な意見発表や話し合いの場の設定など、子どもたちが自由な発想で互いの人権を尊重し合える環境づくりを推進し、豊かな人間性や社会性を育みます。

ウ 体験活動の推進

○ 体験活動の充実

- ・ 子どもたちが課題を発見し、他者と協働して解決する力を育むことができるよう、探究的な学びや体験活動を通じて、様々な他者との協働的な学びの提供に取り組みます。
- ・ 子どもたちが身近な場所で、主体的に学ぶ力を育むことができるよう、学校、地域、企業、団体等と連携し、様々な学びの場の提供に取り組みます。
- ・ 長期自然体験活動や「AFPY※」など特色ある体験活動を推進するとともに、各青少年教育施設を活用しながら、学校や地域と連携した体験活動の充実を図ります。
- ・ 研修会等において体験活動の実践例や意義等についての普及を図ります。
- ・ ウェルビーイング※の観点に着目した人づくりを、様々な学びの場に広げていきます。
- ・ 若者がふるさと山口への理解を深めることができるよう、郷土の歴史や豊かな自然環境等を活用し、先人たちの「志」と「行動力」について学ぶ取組を推進します。
- ・ 山口県で活躍する大人や憧れの先輩との「ナナメの関係※」から刺激を受け合う「憧れの連鎖」を創出する取組を推進します。

※ AFPY

「Adventure Friendship Program in Yamaguchi」の略です。他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法です。

※ ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。

※ ナナメの関係
保護者でも教師でもない第三者と子どもとの新しい関係のことです。

○ 山口図書館、山口博物館等における取組の充実

山口図書館、山口博物館、文書館、埋蔵文化財センターの各施設で、それぞれの所蔵資料、専門性やデジタル技術を生かした展示や講座、学校・地域への出前授業等により、県民が自然、歴史、文化等に親しむ機会の創出を図ります。

○ 文化・芸術活動の充実

- ・ 小・中・高等学校において、本物の舞台芸術等にふれあえる環境づくりを推進します。
- ・ 県立美術館や萩美術館・浦上記念館等の文化施設において、工作会やワークショップの開催等により積極的に子どもたちと関わっていく取組を推進します。

【数値目標】

野外教育活動及びA F P Yの指導実践者数	(2023 年度) 116 人	(2029 年度) 170 人
学校芸術文化ふれあい事業等を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学生の割合（年間）	(2022 年度) 32.4%	(2029 年度) 33.4%

エ 読書活動の推進

○ 学校における読書活動の推進

- ・ 朝読書等の全校読書に加え、読み聞かせや読書会の取組、山口県子ども読書支援センター※考案の「ライぶらり」の普及に努める等、それぞれの発達の段階に応じて、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣の定着を図ります。
- ・ 学校図書館の環境整備や子どもの視点に立った読書活動を推進します。

○ 家庭や地域における子どもの読書活動の充実

- ・ 公立図書館における、「おはなし会」や「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）をはじめ、年間を通じた子どもの読書関係イベントの実施を促進します。
- ・ 講座やメディア、「家庭の元気応援キャンペーン」等を活用し、家庭における読書の普及啓発に努めます。

○ 山口県子ども読書支援センターによる支援の充実

- ・ 子どもと本をつなぐ人材の育成や様々な資料・情報を提供する「山口県子ども読書支援センター」の取組を充実するとともに、多様な子どもたちが読書活動に親しむことができる環境整備などに取り組みます。
- ・ メールマガジンの配信等情報提供に努めるとともに、保護者や読書ボランティアのための講座や研修、学校図書館を支援するためのセミナーや出前講座等を充実します。

※ 山口県子ども読書支援センター

「山口県子ども読書推進計画」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する機関です。

【数値目標】

読書が好きと感じている児童生徒の割合（公立小・中学校）	(2023 年度)		(2029 年度)
	小	70.4%	80.0%
	中	65.9%	

オ 体力の向上

○ 学校での取組の推進

- ・ バランスのとれた体力向上に向け、専門家等で構成された「体力アップチャレンジ協議会」による医・科学的な視点からの効果的な取組の研究や検証を行うとともに、新たな「運動メニュー※」を作成し、その活用を促進します。
- ・ 幼少期から小学校低学年までの「運動遊び」の充実を図るため、幼児期運動遊び出前講座や小学校での「食育」「体育」「健康教育」出前授業を実施するとともに、小学校低学年期の体育科授業等に高い指導力を有した教員を派遣する体育授業マイスター制度※を推進します。
- ・ 「体力向上レポート※」を活用したPDCAサイクルの充実による各校の特色ある取組を推進します。

※ 運動メニュー

専門家や関係機関と連携し、スポーツ医・科学に基づき作成した運動例です。

※ 体育授業マイスター制度

小学校体育科授業において高い指導力を有する教員を「体育授業マイスター」に任命し、研修会等に派遣する制度です。

※ 体力向上レポート

各校の体力向上に向けた取組や成果を記載したものです。

○ 家庭や地域等と連携した取組の推進

- ・ やまぐち型地域連携教育※の仕組みを生かし、地域の人材やプロスポーツチーム選手

と連携した学校体育活動の展開、「学校体育通信」の家庭等への配付、家庭でできる運動メニューの情報提供を行うWebサイトの充実など、学校、家庭、地域が一体となった運動の機会を確保する取組を推進します。

- ・ スポーツ少年団の活動の活性化や指導者の確保・養成等を通じて、子どもたちがスポーツに親しみ、運動の基礎動作を身に付ける機会の確保・充実に努めるとともに、公正さや起立を尊ぶ態度や克己心を養うなど、心身の健全な育成を図ります。
- ・ 多くの子どもたちが、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を身につけることができるよう、県スポーツ協会と連携してスポーツ少年団活動の充実に努めるとともに、子どものスポーツ活動への参加の促進や指導者の資質向上を図るため、スポーツ少年団等が開催するスポーツ教室・行事等へ専門的なスポーツ指導者を派遣します。
- ・ 学校部活動の円滑な地域移行に向けて、市町や学校、関係団体と連携して、地域クラブ活動の受け皿となる団体の整備充実や指導者の確保など、地域の実情に応じた中学生等にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築を段階的に進めていきます。

※ やまぐち型地域連携教育

義務教育段階において、コミュニティ・スクールが核となり、本県独自の取組である地域協育ネットの仕組みを生かして各中学校区で地域のネットワークを形成し、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する仕組みです。

② 子どもの居場所づくり*の一体的な推進

- ・ 地域のつながりの希薄化、不登校など、子どもを取り巻く社会環境が変化する中、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子ども一人ひとりの視点に立って、物理的な「場」のみならず、様々な手法を活かして、安全で安心して過ごせる「心の居場所」を通じて、多様な学びや社会で生き抜く力を得るための体験活動、外遊びの機会を提供し、自己肯定感や自己有用感を高め、成長・変化を促進します。
- ・ 学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりや地域ボランティア活動の機会の提供等を進めるとともに、スポーツや文化活動など様々な体験活動や世代間交流の推進、学校施設の開放などにより、地域との交流活動を推進します。
- ・ 全ての子どもが、様々な学びや多様な体験活動の機会に接しながら成長し、主体性や想像力を十分に発揮して、社会で活躍していけるよう、食事の提供を通じた居場所として、安全で安心して気軽に立ち寄ることができる「こども食堂*」の開設や体験活動の取組を支援し、全県に展開します。
- ・ 「こども食堂」へのアドバイザー派遣により、食中毒予防等に関する講習や助言を実施するなど、「こども食堂」の取組を食品衛生管理の側面から支援します。
- ・ 市町や民間団体等の子どもの居場所づくりの取組に対し、コーディネーターによるアドバイスや担い手の発掘・育成など、地域資源を活かした居場所づくりに向けた環境を整備します。

- ・ 県内外の居場所づくりに関する優良事例を収集・紹介するとともに、居場所の開設を希望する者・団体等に対し、開設・運営に関するノウハウや他機関連携の方法等を提供する専門セミナーやボランティアセミナー等を開催します。
- ・ こどもの生活・学習支援事業などの子どもの居場所づくりを推進する市町に対して支援を充実します。
- ・ 子どもが安心して有意義に過ごすことができるよう、児童館や子育て支援のための拠点施設等の整備を促進するとともに、活動内容の充実を図ります。
- ・ 地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、放課後子ども教室*と放課後児童クラブ*の内容充実と連携促進を図ります。
- ・ 企業、教育、福祉など関係機関が連携して活動に携わる人材を活用し、子ども一人ひとりの課題やニーズに応じた居場所づくりを支援して県内に展開することにより、支援活動の深化を図ります。

※ 子どもの居場所づくり

全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を提供し、様々な学びや体験活動等の機会の提供を通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、成長・変化を促すことを目的とした活動のことです。

※ こども食堂

地域にある様々な場所を活用して、全ての子どもが安全で安心して気軽に立ち寄ることができる、食事の提供を通じた居場所のことです。

※ 放課後子ども教室

放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動、学習などの取組を実施するものです。

※ 放課後児童クラブ

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることです。

【数値目標】

子どもの居場所づくり実施市町数	(2023 年度) 5 市	(2029 年度) 10 市町以上
こども食堂箇所数	177 箇所	230 箇所

③ きめ細かな指導体制の充実等による学力の定着と向上

ア 確かな学力の定着と向上

○ きめ細かな指導体制の充実

- ・ 「全国学力・学習状況調査」と「山口県学力定着状況確認問題」を活用した、年2回の検証改善サイクルを徹底するとともに、各種学力調査等をC B T※化して全県の学力課題を共有し、スピード感を持って授業改善につなぎます。
- ・ 効果的な指導方法と研修体制の構築推進に向けて、小学校における授業交換や教科担任制の推進、「授業づくりガイド」等の資料を活用したミニ研修を促進します。
- ・ 課題解決を積極的に行う大規模小学校の1年生を対象に、30人学級加配教員を配置し、きめ細かな指導体制を充実することで、児童の基本的な生活習慣・学習習慣の確実な定着を図り、小1プロブレムへの効果的な対応に繋がります。

※ C B T

「Computer Based Testing」の略。コンピュータ上で実施する試験のことです。

○ 教員の指導方法の工夫・改善

教員のキャリアステージに応じた研修を実施するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「やまぐちICT新たな学びラボ（YAMA-LABO）」等により学習指導に関する様々な情報を提供します。

○ 学校、家庭、地域が連携した学力向上の取組

- ・ 地域連携教育再加速化サポートチームを設置し、全県一体的なコーディネートを推進し、小・中学校、高等学校、特別支援学校等の地域連携の取組を切れ目なく支援します。また、地域学校協働活動の推進により、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを支援します。
- ・ 小・中学校においては、地域住民との熟議や子どもと大人が学び合う活動など、9年間を通して学校・地域が連携・協働する教育活動を体系的に示した「学校・地域連携カリキュラム」を地域や家庭と共有し、評価・改善を重ねながら「やまぐち型地域連携教育」を更に充実します。
- ・ 学力分析支援ツールを活用した学校と家庭との情報共有や効果的な家庭学習・補充学習の実施を推進するとともに、「やまぐち型地域連携教育」の取組を活用し、地域住民等の参加による補充学習等の充実を促進します。
- ・ 保幼小、小中、中高の連携教育の充実に向けて、実践研究や相互の乗り入れ指導を推進するとともに、高校において高大連携における学修を単位認定することにより、履修の機会を拡大します。

【数値目標】

全国学力・学習状況調査の 全国平均との差	国語 算数	(2023 年度)		(2029 年度)
		(小 6)	(中 3)	小・中学校全区分で全国平均を 3 ポイント上回る。
		67% (67.2%)	70% (69.8%)	
		61% (62.5%)	52% (51.0%)	

(注) () 内は全国平均値。国が公表する都道府県の平均正答率は、2017（平成29）年度から整数値に変更

イ 高校教育の質の確保・向上

○ 特色ある学校づくりの推進

中学生が主体的に学校を選択することができるよう、「スクール・ミッション」及び「スクール・ポリシー」に基づく各高校の特色化・魅力化を一層推進します。

○ 「県立高校再編整備計画」の着実な推進

中学校卒業生数が継続的に減少しており、県立学校の小規模化が更に進行することが見込まれることから、活力ある教育活動の展開や、生徒が他者と協働しながら切磋琢磨する環境づくりなどにより、高校教育の質の確保・向上を図るため、一定の学校規模をめざし、全県的な視点に立って、年次的・計画的に再編整備を進めます。

○ 地域連携教育の拡大・充実

- ・ 県立学校においては、各学校・学科の特色や専門性に応じて広く社会と連携し、地元企業と連携した職業体験や地域課題に係る熟議など、県立学校ならではの取組等を支援する「やまぐち型社会連携教育」を推進します。
- ・ 学校・学科の特色や専門性に応じて、地域資源を活用した特産品や新たな観光ルートの開発、地元自治体のまちづくりに関する提案等、地域の活性化に直接貢献する、高等学校ならではの取組を推進します。

○ 私立学校における特色ある教育の推進

- ・ 私立学校の特色ある教育を推進するため、教育条件の維持・向上や生徒に係る修学上の経済的負担の軽減、環境整備等に対する支援を実施します。

ウ 学校教育の情報化の推進

○ 生徒の心身の成長の過程に即した学校全体での取組の推進

小・中・高等学校の各教科等の指導を通じて、児童生徒の心身の成長の過程に即した、コンピュータ等の操作方法や情報モラル等を身に付け、情報手段を適切かつ主体的に活用できる取組を進めます。

(2) 子ども・若者の健康と安心安全の確保

① 健康教育の推進と妊娠・出産・育児の支援

ア 健康教育の推進・相談体制の充実

○ 学校保健（健康管理・保健教育）の組織的・計画的な取組の推進

家庭、学校医等との連携強化による保健管理の円滑な実施や学校保健計画等の毎年度の見直し・改善、保健主任や養護教諭を中核とした組織体制の整備等により、健康管理・保健教育の組織的・計画的な推進を図ります。

○ 現代的な健康課題の解決に向けた取組の充実

- ・ メンタルヘルス、がん教育等について、学校医等と連携して保健教育を推進するなど、学校と地域の医療機関等との連携を促進します。
- ・ アレルギー疾患に係る取組の充実に向けた、正しい知識の普及啓発及び緊急時の対応に係る校内研修を促進します。
- ・ 「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」を踏まえた、学校歯科保健推進検討委員会における効果的な指導内容・指導方法の検討を行います。

○ 性教育や喫煙防止教育等の健康教育の推進

健康福祉センターや医療機関、関係団体と連携して、学校や地域において性教育や喫煙防止教育等の健康教育に関する出前講座を実施するなど、保健医療と教育との連携を強化します。

○ 相談体制の充実

健康福祉センター、市町保健センター、精神保健福祉センター、児童相談所等地域の相談機関に従事する職員への研修による相談体制の充実や医療体制（思春期外来）の整備を促進するとともに、女性健康支援センター※（思春期ほっとダイヤル※）等に春期の総合的な相談活動の充実に努めます。

※ 女性健康支援センター

相談内容：思春期から更年期に至る女性の身体的・精神的な悩みに関する相談

相談日時：午前9時30分から午後4時まで
毎日実施（祝日・年末年始を除く）

相談方法：電話 0835-22-8803、WEB ページからのメール送信

相談員：保健師・助産師・看護師

その他：公認心理師・産婦人科医師との面談を希望する場合は要予約

※ 思春期ほっとダイヤル
 相談内容：性別を問わない思春期のからだの相談
 相談日時：午前9時30分から午後4時まで
 毎日実施（祝日・年末年始を除く）
 電話番号：0835-24-1140
 相談員：保健師・助産師・看護師

【数値目標】

	(2023 年度)	(2029 年度)
12 歳児でむし歯（う歯）のない人の割合	74.5%	82.0%

イ 安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療や母子保健の充実

○ 安心で安全な妊娠・出産の確保

- ・ 周産期医療*対策の推進に当たっては、周産期医療関係者で構成する「山口県周産期医療協議会」において必要な協議を行い、関係者が連携して取組を進めます。
- ・ 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施できる周産期医療体制を確保します。
- ・ 妊産婦・新生児が、病態に応じた適切な医療を受けられるよう、周産期医療施設の役割分担と連携強化を進め、周産期母子医療センター*を中心に、24時間体制でリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供する体制を確保します。

※ 周産期医療
 妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことです。

※ 周産期母子医療センター
 リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供を行い、地域における周産期医療の中核となる施設のことです。

○ 小児医療の充実

- ・ 小児医療対策の推進に当たっては、小児医療関係者で構成する「山口県小児医療協議会」において必要な協議を行い、関係者が連携して取組を進めます。
- ・ 夜間における小児救急医療電話相談*や小児科を専門としない医師への研修の実施等により、初期救急医療体制の充実を図ります。また、「かかりつけ医」制度や家庭でできる急病時の対応等について普及啓発を図ります。
- ・ 入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院に対する支援を行うなど、365日24時間の小児二次救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 県立総合医療センターにおいて、小児医療センターの新設に向けた取組を進め、小児難病等への対応の充実を図ります。

※ 小児救急医療電話相談
 相談内容：小児の急病、けが等に関すること
 相談日時：午後 7 時から翌朝 8 時まで 毎日実施
 電話番号：＃8000 又は 083-921-2755
 相談員：看護師（必要に応じて小児科医師等）

○ 地域における母子保健の充実

- ・ 妊娠、出産及び育児に対する不安に的確に対応するため、市町こども家庭センター※の充実を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な相談体制を整備します。
- ・ 母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の市町による事業について、広域的・専門的立場からの支援を行います。

※ 市町こども家庭センター
 子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を統合した、全ての助産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関のことです。

○ プレコンセプションケア※の推進

- ・ 若い世代の男女が共に自らの生活や健康に向き合い、出産の希望を叶えるだけでなく、より健康で充実した人生を送ることにもつながるよう、市町・関係団体・有識者等と連携し、指導者研修や保護者向け講座の開催等に取り組み、プレコンセプションケアを推進します。

※ プレコンセプションケア
 男女ともに早い時期から性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来のライフプランを考えて健康管理を行うよう促すことです。

【数値目標】

	(2024 年度)	(2026 年度)
こども家庭センターの設置市町数	8 市町	19 市町

ウ 子育てに関する支援

○ 子育て情報の提供

- ・ 子育てイベントや子育て支援情報等について、子育て家庭が利用しやすいよう、子育て支援アプリやSNSを通じた迅速かつ適切な提供に努めます。
- ・ 母子保健推進員、食生活改善推進員※等と連携して、子どもや家庭に関する情報を子育て家庭等に迅速かつ的確に提供できるよう努めます。

※ 食生活改善推進員

市町が開催する養成講座を修了し、地域において食生活改善を中心に健康づくりに取り組むボランティアを言います。

○ 子育て相談体制の充実

- ・ 「子育て世代包括支援センター※」と「市町子ども家庭総合支援拠点※」の組織を一体化し、すべての妊産婦・子育て家庭・子どもの一体的な相談支援を行う「市町こども家庭センター」の設置を促進します。
- ・ 子育てに不安を感じる保護者の相談や支援に応じられるよう、地域子育て支援拠点※、保育所、児童館等の地域の子育て支援体制の充実を図ります。
- ・ 児童相談所や健康福祉センターの子育ての悩みや不安に関する相談機能を充実するとともに、児童家庭支援センター※や県総合医療センター内に設置している女性健康支援センター等、各種相談機関等とのネットワークを一層強化し、専門家による相談実施等、相談体制の充実を図ります。
- ・ やまぐち総合教育支援センターに設置している「子どもと親のサポートセンター※」、「ふれあい教育センター※」、児童相談所等の関係機関との連携強化によるきめ細かな支援や、スクールソーシャルワーカーによる保護者支援など、子育て、家庭教育等、子どもの教育に関する全般的なことについて、専門的な相談・支援を行います。

※ 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のことです。

※ 市町子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般への対応や、通所・訪問による継続的な養育支援等を行うために市町が設置する支援拠点のことです。

※ 地域子育て支援拠点

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。

※ 児童家庭支援センター

子どもに関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、相談員や心理担当職員など専門の職員が、問題解決に向けて必要な助言や援助等を行う機関のことです。

※ 子どもと親のサポートセンター

子育て、インターネットに関するトラブル、家庭教育や学校教育等、子どもの教育に関する全般的なことや、いじめ・不登校などについて、子どもや保護者及び教職員に対する相談・支援を行うやまぐち総合教育支援センター内の組織です。

※ ふれあい教育センター

発達に不安や心配のある子どもの家庭教育や就学、特別支援教育等について、子どもや保護者及び教職員に対する相談・支援を行うやまぐち総合教育支援センター内の組織です。

エ 薬物乱用防止対策

○ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催

山口県薬物乱用対策推進本部が中心となり、県下の小・中・高等学校や大学、高等専門学校、専修学校の児童生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、市販薬の過量服薬等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

○ 薬物乱用防止教育・啓発の充実・強化

- ・ 薬物情勢の変化に応じた啓発動画等を作成し、SNSなどの媒体で啓発を行います。
- ・ 大学等の協力を得て、デジタルツールを活用した全学生が受講可能な教育コンテンツを配信します。

② いじめや不登校等に対する相談体制の充実

ア 学校における教育相談体制の充実

○ 心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実

「心の教育推進の手引き」や「よりよい生徒指導に向けて」等の資料を活用し、問題行動等の未然防止に向けた心の教育の基盤となる発達指示的生徒指導^{*}の充実を図るとともに、AFPY等を活用した研修会の開催、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり等により、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育み、好ましい人間関係づくりを促進します。

※ 発達指示的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において、進められる生徒指導の基盤となるものです。

○ 問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実

- ・ F i t[※]等の積極的な活用や1人1台タブレット端末等を活用した幅広い相談体制づくりにより問題行動の早期発見を図るとともに、スクールカウンセラー[※]やスクールソーシャルワーカー[※]、スクールロイヤー[※]等の専門家の派遣等により、児童生徒・家庭・学校等への一層の支援の充実・強化を図ります。
- ・ 早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を充実するため、校内体制の整備と校種間連携を強化するとともに、コミュニティ・スクール[※]や地域協育ネットとの連携、フォーラムの開催等により、学校・家庭・地域が一体となった社会総がかりでの取組の充実を図ります。
- ・ 不登校児童生徒に対するオンラインでの授業配信やスクールカウンセラー等による相談など、I C T[※]を効果的に活用した支援の推進や、学びの多様化校（いわゆる不登校特例校）の設置検討に向けた調査の実施など、多様な教育機会の確保を図ります。

※ F i t

児童生徒の学校生活等への適応感を測定するため、山口大学と連携して作成したアンケート調査です。

※ スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う心の専門家のことです。

※ スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家のことです。

※ スクールロイヤー

法的側面からのいじめ予防教育の実施や学校における法的相談に対応する弁護士のことです。

※ コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置されている学校のことで、学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民が参画し、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育を実現していくための仕組みです。

※ ICT

「Information and Communication Technology」の略、「情報通信技術」で、インターネットを活用した情報共有を実現する技術の総称です。

○ やまぐち総合教育支援センター等の相談・支援体制の充実

「子どもと親のサポートセンター」や「ふれあい教育センター」における、電話相談やメール相談、来所相談等、児童生徒や保護者に対する教育相談機能の強化を図るとともに、スクールソーシャルワーカーが学校に出向いて関係者と協議を行い、必要に応じて、関係機関との連携や家庭状況等の環境調整を行うなど、支援体制の一層の充実に努めます。

○ 緊急時等の学校への支援体制の充実

- ・ 学校での重大な事件・事故等の発生時には、事態の深刻化を防ぎ、早期の解決を図るとともに、児童生徒の安全確保や二次的被害を防止するために、専門家を早期に派遣するなど、緊急時の学校支援体制の充実に努めます。
- ・ いじめの重大事態発生時には、いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施や、児童生徒等の心のケア、学校復帰後の学校生活等への適応に向け、外部専門家を派遣し、早期の解決を図ります。

【数値目標】

千人当たりの不登校児童生徒数（公立小・中・高等学校）	(2023 年度)		(2029 年度)	
	小中	37.9 人	小中	16.5 人
	高	9.8 人	高	4.8 人

イ いじめ防止対策等

○ 県が実施する取組

- ・ 学識経験者等で構成する「山口県いじめ問題対策協議会」において、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進します。
- ・ いじめの防止等のための対策が実効的に行われるよう、第三者等で構成する「いじめ問題調査委員会」において、重大事態に係る調査を行います。
- ・ いじめ等が発生し、当該校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合について、その解決を図るため、やまぐち総合教育支援センターによる「学校サポートチーム※」を派遣し、当事者間の関係を調整するなどの適切な支援を行います。
- ・ 「24時間子ども SOS ダイヤル※」による電話相談や、やまぐち総合教育支援センターにおける教育相談等の充実に図るとともに、様々な相談窓口を所管する各団体等との連携による支援体制の強化及び相談窓口の広報・周知を図ります。

※ 学校サポートチーム

学校内外で重大事件、事故が突発的に発生した場合、事件・事故への緊急対応と学校の教育機能の早期回復、並びに児童・生徒の精神的ケアを行うため、学校や市町教育委員会の要請により派遣される、行政と関係機関の専門家で編成するチームです。

※ 24時間子どもSOSダイヤル

相談内容：いじめ・暴力・問題行動、交友関係などによって、心身が脅かされるおそれのある子どもとその保護者からの相談

相談日時：24時間対応 毎日実施

電話番号：0120-0-78310

○ 学校が実施する取組

「学校いじめ防止基本方針」に基づき、複数の教職員、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ対策委員会」が中心となって、体系的・計画的にいじめ防止等に取り組めます。

【数値目標】

いじめの解消率（公立小・中・高・総合支援学校）	（2023年度） 92.3%	（2029年度） 100%
-------------------------	-------------------	------------------

③ 防犯・交通安全・防災のための教育

○ 防犯教育を推進するための基盤・体制整備

- ・ 各学校、幼稚園・保育所を対象とした防犯教室、防犯訓練や、地域安全マップの作成、地域ぐるみの見守り活動等を通じて、児童・生徒の防犯意識の向上を図ります。
- ・ 道路や公園等の公共施設の構造、防犯カメラや防犯灯などの設備の配置等について、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を推進します。
- ・ 防犯の観点からの通学路点検、学校・地域・警察等の関係機関が連携した危険箇所や不審者情報の情報共有及び迅速な対応を推進します。
- ・ 子供の年齢や理解度に応じ、急接近してくる不審人物、性犯罪等の危険な事案に遭遇した場合の初期的対応等について、参加・体験型の防犯教室を開催するなど、子供に危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を推進します。
- ・ 参加体験型防犯学習施設である生活安全ふれあい館において、身の回りで発生している犯罪から自分や家族を守る方法を学ぶ防犯教育を推進します。

生活安全ふれあい館	宇部市常藤町 3-1 宇部警察署隣り	TEL (0836) 22-1900 FAX (0836) 22-1901
-----------	--------------------------	--

○ 安全教育を推進するための基盤・体制整備

- ・ 学校安全計画の見直しによる組織的・効果的な安全教育の推進等、学校教育活動全体を通して「安全教育」を充実します。
- ・ 定期的に学校施設・設備の安全点検や通学路点検等を実施するとともに、危機管理マニュアルの検証・見直しを行うなどPDCAサイクルの確立による「安全管理」を充実します。
- ・ 「学校危機対応演習資料※」を活用した校内研修による教職員の資質向上や学校とスクールガード※の連携強化を通じた通学路等の安全の確保等、関係機関・専門家等との連携による「組織活動」の充実を図り、学校の危機管理機能を高めます。
- ・ 関係団体との協議会等の場で、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、やまぐち型地域連携教育の仕組みを生かして、学校安全の観点を組み入れた学校運営を行うこと等により、全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者や地域住民との連携体制を構築します。
- ・ 国の補助制度の周知・啓発等を通じ、幼稚園・保育所等の耐震化の向上など、より安全な保育環境の整備を推進します。
- ・ 子どもたちが安心して学校教育を受けられるよう、計画的な長寿命化改修や非構造部材の耐震化等の教育環境の整備に努めます。
- ・ 参加・体験型の交通安全教育の拠点施設である交通安全学習館において、交通ルールや交通マナー、交通事故の悲惨さ等について自ら学べる交通安全教育を推進します。

※ 学校危機対応演習資料

児童生徒の問題行動や学校事故等が発生した場合の対応を考える教職員用演習資料です。

※ スクールガード

児童生徒の登下校時の安全を見守る学校安全ボランティアです。

山口県交通安全学習館	山口市小郡下郷 3 5 6 0 - 2 山口県総合交通 センター内	TEL (083)973-1900 FAX (083)973-1900
------------	--	--

【数値目標】

登下校中における子どもの交通事故負傷者数 (年間) ※車両送迎中に負傷したものも含む	(2024 年度) 38 人	(2029 年度) 27 人
---	-------------------	-------------------

○ 学校安全の3領域における取組の推進

- ・ 危険予測学習 (KYT) ※や地域安全マップの作成、防犯教室・防犯訓練の充実等、

安全意識・能力を育む「防犯を含む生活安全」を推進します。

- ・ 交通安全教室の開催や自転車の安心・安全確認テストの活用によるマナー向上等、自他の命を守る「交通安全」を推進します。
- ・ 「防災教育テキスト※」等の活用による効果的な防災教育の推進等、防災対応能力の向上を図る「災害安全（防災）」を推進します。
- ・ 3活動（安全教育・安全管理・組織活動）の総合的・効果的な取組を推進します。
- ・ 学校安全計画や危機管理マニュアル等が常に実践的なものとなるよう、関係機関や外部有識者の知見を加えた見直しを推進します。

※ 危険予測学習（KYT）

写真・イラスト等を見ながら危険を予測し回避する方法を考える学習活動です。

※ 防災教育テキスト

自然災害のメカニズムや発生時の対応等について記載した児童生徒用の防災教育資料です。

○ 交際相手等からの暴力の防止

若年層に対して、交際相手や配偶者等からの暴力の問題について考える機会を提供し、学校や関係機関と連携しながら予防・啓発活動を推進するとともに、インターネットやSNS等の利用による暴力被害を防止するため、情報モラル教育・啓発活動を推進します。

（３）社会人としての権利・義務等の正しい知識の習得

○ 主権者教育の推進

自ら考え、自ら判断し、自ら行動していく高い資質をもった主権者の育成に向けて、選挙管理委員会等の関係機関との連携を更に強化するなど、主権者教育を「積極的に」「効果的に」「公正に」推進していきます。

○ 租税教育の推進

学校教育における租税教育を支援するため、山口県租税教育推進連絡協議会による講師派遣や教材提供を周知します。

○ 消費者教育の推進

- ・ 学校や地域等の様々な場を活用し、契約に関する基本的な考え方や消費者トラブルに関する最新情報とその対策等について、それぞれのライフステージや経験に応じた消費者教育を推進します。
- ・ 若年者の消費者被害の未然・拡大防止を図るため、「やまぐち・くらしの安心ネット※」

を活用するなどして、学校に対し、県や市町、関係団体等が実施する啓発講座や啓発活動等の周知を図り、児童生徒等の心身の成長の過程に応じた消費者教育が行われるよう支援します。

- ・ 山口県金融広報委員会※と連携して、教職員対象の金融経済教育に関する研修等を実施することにより、教職員が児童生徒等に行う消費者教育を支援します。

※ やまぐち・くらしの安心ネット

社会福祉関係団体や消費者団体等の関係機関が相互に連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るためのネットワーク。注意喚起すべき事案について、電子メールにより情報提供しています。

※ 山口県金融広報委員会

山口県、山口県教育委員会、中国財務局山口財務事務所、日本銀行下関支店、その他の公的団体、金融機関などによって構成されている組織。公平・中立な立場から、金融経済教育推進機構（J-FLEC）が行う講師派遣（出張授業）の紹介、イベントやセミナーの開催、金融経済教育研究校の指定などにより、児童・生徒の発達段階に応じた金融経済教育の支援を行います。

○ 高校生のボランティア活動の活性化

高校生とボランティアの受入先とを繋ぐ「山口県高校生ボランティアバンク」により、地域における高校生のボランティア活動の活性化を図り、高校生の社会貢献や社会参加を促します。

（４）若者の職業的自立、就労等支援

① 地域企業や産業と連携した職業能力・意欲の習得

ア キャリア教育※の推進

○ 体系的・系統的な取組の推進

- ・ 有識者、経済団体、PTA等と連携・協働しながら、幼児教育から高等学校等までの各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、自己の将来への見通しをもちながら進路選択等に主体的に取り組む態度と能力を育成します。
- ・ インターンシップ※等の体験活動の取組として、普通科高等学校における「地域活性型インターンシップ※」等を実施し、地域産業の理解や幅広い職業観の育成を図ります。

※ キャリア教育

子どもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、教育活動の充実を図り、キャリア発達を促す教育です。

※ インターンシップ

大学生や高校生などが働くことに関する理解を深めるため、在学中に、企業等で一定期間、就業体験を行うことをいいます。

※ 地域活性型インターンシップ

地域の企業・事業所や商店街、自治体、大学・研究機関等と連携して、生徒の学習内容や進路希望に応じた共同研究・共同開発や幅広い産業分野における就業体験、地域活性化に向けた取組などを半年以上継続的に実施するものです。

○ 学校と家庭、地域、産業界等との連携強化

- ・ 「やまぐち教育応援団※」の活用等を通じて、全県的なキャリア教育の推進体制の強化を図ります。
- ・ インターンシップ等の受入先の確保による体験活動の充実を図り、地域産業への理解を深めます。
- ・ 高等学校等における県内大学と連携した学習活動の推進や高等学校における進学に関する特色ある取組への支援の充実などにより、一人ひとりの進路実現に向けた取り組みを一層充実します。
- ・ 大学生等の職業観や勤労観を育てるため、山口県インターンシップ推進協議会と連携し、県内学生や県外学生のインターンシップ等への支援を通じ、大学生の職業観や勤労観を醸成します。

※ やまぐち教育応援団

社会全体による教育の推進のため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域人材等を認証・登録する制度です（2024年（令和6）年11月時点で4,873人の事業所等団員を登録）。

○ 専門高校等での地域産業を支える将来のスペシャリストの育成

- ・ 基礎的な技能から高度な資格まで生徒のスキルに合わせた資格取得等を促進するとともに、高い志の醸成と積極性・創造性の育成を図るため、産業教育に関する全国レベルのコンテストや研究発表等で全国上位を目指す取組を支援します。
- ・ コンテストや育成講座の開催を通じ、これからの本県を担うデジタル人材*に必要な資質能力を育成します。
- ・ 英語でコミュニケーションを図る資質能力の確実な育成の推進や、オンラインも含めた国際交流の機会の充実、国際協調・協力を実践する態度等を育む教育活動や地域課題について探究する機会の充実に取り組み、世界に向けた広い視野と地域の身近な問題に目を向ける視点の両方をもった、グローバルに活躍する人材を育成します。
- ・ 多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や教科等横断的な学習、専門分野に

関する知識や技能の深化と実践力の育成に向けた教育、新たな価値の創造に取り組む姿勢や発想・能力等を醸成する教育などを推進し、新たな価値を創造する人材を育成します。

※ デジタル人材

AI や IoT、5G など未来技術（Society5.0 の実現に向けた技術）を活用し、地域課題を解決・改善等する人材のこと。

イ 能力開発の充実

○ 産業界のニーズに応じた人材育成

求職者の職業能力開発を促進するため、地域産業の人材ニーズに対応した基礎的な技能・技術を習得させる職業訓練の充実を図るとともに、介護、子育て、IT等の需要が高まっている分野の人材育成を、民間教育訓練機関等を活用し、積極的に進めます。

○ 労働者の自発的なキャリア形成への支援

- ・ 国の相談制度、教育訓練給付制度^{*}等の周知に努め、その活用を促進します。
- ・ 公共職業訓練の訓練生へのキャリアコンサルティング^{*}の実施と、ジョブ・カード制度^{*}の活用により、訓練受講者に対する就職支援の充実を図ります。

※ 教育訓練給付制度

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度であり、一定の条件を満たす在職者または離職者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給します。

※ キャリアコンサルティング

個人が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう、個別の希望に応じて実施される相談や支援を実施することです。

※ ジョブ・カード制度

個人のキャリアアップ等を促進することを目的として、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度です。

② 県内就職の促進等による就労支援の充実

ア 新卒者等に対する就職支援

○ 高校生の県内就職への支援

- ・ 高等学校に就職支援を担う人材[※]等を継続配置し、組織的できめ細かな就職支援体制の強化や、県内企業への理解を深める取組を推進します。
- ・ 山口しごとセンター[※]では、マッチングの強化を図るため、高等学校からの要請に応じ、キャリアカウンセラーや企業講師を派遣し、個別相談やセミナー等きめ細かな支援を行います。
- ・ 「ものづくり企業バンク」等を通じて地元企業に関する情報提供を行い、高等学校と地域や地元企業との連携を強化します。
- ・ 県内企業と生徒の出会いの場である「ふるさと山口企業合同就職フェア」や学校や企業、職業安定機関が参加し、学校の教育内容や企業活動等について情報交換を行う「県内就職促進協議会」を開催します。

※ 就職支援を担う人材

キャリアデザインから就職に向けた個別相談・マッチングまでを総合的に支援する非常勤職員です。

※ 山口しごとセンター

全年齢の求職者及びU J I ターン希望者を対象に、個別就職相談・情報提供・職業紹介等の支援を一貫して行うために、県が設置しているワンストップサービスセンターのことです。

○ 若者の県内就職への支援

- ・ 企業合同就職説明会を開催するとともに、就職ガイダンスの開催、就職支援サイトを活用した求人情報の提供、企業P R動画の作成・発信、ライフデザイン設計書の作成・配布等県内企業の魅力情報の提供に取り組みます。
- ・ 山口県インターンシップ推進協議会と連携し、県内及び県外に進学した大学生等の県内就職を促進するため、インターンシップ参加学生に旅費を助成するなど、県内の地域に密着した企業におけるインターンシップを総合的に推進します。
- ・ 県内就職促進のための学内企業セミナーの開催や、県中小企業等の魅力情報の効果的な発信により、若者の県内就職を促進します。
- ・ 大学進学者やその保護者等に対する就職関連情報発信を充実させるため、高校卒業時の山口しごとセンターへの登録促進を行います。

【数値目標】

	(2023 年度)	(2029 年度)
高校生の就職決定率	99.5%	100%

イ 職業的自立に向けての支援

○ 職業能力の開発・向上

- ・ 介護福祉士や保育士等の国家資格の取得のための委託訓練や I T 活用スキル、 I T リテラシー等の訓練を組み込んだ委託訓練による正社員就職の支援を行います。
- ・ 高等産業技術学校における働きながら学ぶデュアルシステム訓練*や山口しごとセンターと連携した企業魅力体験プログラムの実施等、就労体験を組み込んだ実践的な職業訓練に取り組みます。
- ・ 学卒未就職者や高等学校中退者・ニート等の職業能力開発を促進するため、職業訓練による支援や求職者支援制度*について周知に努めます。

※ デュアルシステム訓練

従来、主として公共職業能力開発施設内で実施していた職業訓練に、地域の協力企業の傘下により、当該企業での実務による訓練を大幅に導入することで、現場経験のある若年技能者を育成して企業に送り出す「働きながら学ぶ、学びながら働く」形式の職業訓練システムです。

※ 求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援する制度です。

○ 正規雇用の促進、早期離職の防止

- ・ 正規雇用を促進するため、若者・企業双方の意向・ニーズを理解したキャリアカウンセラーが就職活動における実践力修得を目指したスキルアップセミナーを実施します。
- ・ 早期離職を予防するため、山口しごとセンターにおいて入社前後に研修を実施します。

（５）未来を切り拓く子ども・若者の応援

① グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成

ア 自国の伝統・文化への理解促進

○ 県独自の教材活用による理解促進

伝統・文化への理解を深めるため、「山口県伝統・文化教材集」等を活用し、各学校の実践がより一層充実するよう促すとともに、地域人材の積極的な関わりや、教育課程に位置づけられた継続的な取組等、好事例を発信し、普及に努めます。

イ グローバル人材の育成

○ 国際交流、留学支援

- ・ 世界を視野に入れて活躍している外部講師による講演や慶尚南道友好相互交流事業、中国語講師招聘事業等の国際交流の実施により、児童生徒の海外に対する興味・関心を高め、自国や他国の文化への理解を深めるとともに、国際協調・協力を実践する態度の育成を目指した取組を推進します。
- ・ 留学フェアの実施や留学経費の支援等、高校生への留学支援を行います。

○ 英語の使用機会の拡大

- ・ 授業中の英語による言語活動を充実させるとともに、小学校への英語専科教員の配置を行います。
- ・ 2025（令和7）年度に設置する高等学校の文理探究科[※]等において、コミュニケーション能力、問題解決能力等の国際的素養の育成に向けた取組を実施します。
- ・ 県立学校A L T[※]（外国語指導助手）の多様な場面での活用を推進します。
- ・ 将来の国際交流の中心となっていく人材の基盤となる資質能力を育成していくため、語学力（英語力）の向上に向けて、小・中・高等学校が連携した取組を進めるとともに、海外姉妹校との連携等を推進し、英語によるコミュニケーション能力を育成します。

※ 文理探究科

6校（岩国高校、徳山高校、山口高校、宇部高校、下関西高校、萩高校）の文系学科と理系学科を併せた総称であり、探究的・発展的・先進的な学習活動により、大学での高度な学習につながる高い学力と未来を切り拓く力を育成する学科です。

※ A L T

Assistant Language Teacher の頭文字をとったものであり、小・中・高等学校等において、日本人教員をサポートしながら英語等の授業を行う外国語指導助手のことです。

ウ 理数教育の推進

○ 課題研究の充実

小・中学校理科担当教員が参加する「理科授業改善研修会」等における授業づくり研修会の実施や、文理探究科設置高等学校における大学等、外部専門機関と連携した理数課題研究の実施等により、授業等における体験的・探究的活動の充実を図ります。

○ 校種間連携・学校間連携の強化

大学と連携し、高校生が講師として参画する小・中学生対象の科学教室の開催や理数教

育推進拠点校（文理探究科設置高等学校）が連携して取り組む活動の実施等により、校種間連携・学校間連携を強化します。

○ 全国大会等への挑戦

やまぐちサイエンス・キャンプ※や探究学習成果発表大会、「科学の甲子園」「科学の甲子園ジュニア」山口県大会、国際科学オリンピックへの参加促進に向けたセミナー等の開催により、生徒同士が高め合う場、成果を披露する場を提供します。

※ やまぐちサイエンス・キャンプ

山口大学理学部教員の指導のもと、観察・実験や実習を通して課題を解決するプログラム。

② 地域で活躍する若者の応援

ア 県内大学等の魅力向上

○ 高等教育の充実

「大学リーグやまぐち※」を中心とした高等教育機関、産業界等との連携・協働により、若者の県内定着の促進、高等教育機関の地域貢献力及び教育・研究水準の向上や山口県立大学の機能強化に取り組みます。

※ 大学リーグやまぐち

山口県内全ての大学、短期大学や県等が相互に連携し、県内大学等の魅力や地域貢献力の向上、若者の県内定着を図ることを目的として、2016年（平成28年）に設立された団体です。2020年（令和2年）8月に全高等専門学校、経済団体、支援機関等の参画を得て、地域連携プラットフォームとして再構築しています。

イ 高度産業人材の育成

○ 山口県産業技術センターの取組

- ・ 企業の中核を担う人材や次世代の技術人材を育成するため、企業からの技術者の受入れや企業への職員の派遣による研修を積極的に実施するとともに、各産業分野を対象とした最新技術等に関するセミナー・講演会等を開催します。
- ・ これからのイノベーションを担う創造的な人材を育むため、小中学生等を対象に、科学技術の理解増進に向けた活動に取り組みます。
- ・ 業務効率化・新事業展開等で必要となるDXやGX等の新たな分野について、中小企業におけるリスキリングモデル構築の取組の推進を支援します

ウ 県外人材の県内への就職の促進

○ 県内企業・就職情報の提供

- ・ 県内就職希望者の相談対応、情報提供や職業紹介業務を行うため、やまぐち暮らし・しごと支援センター（山口、東京、大阪、福岡）にアドバイザー等を設置します。
- ・ 県外に進学した大学生等の県内就職の促進のため、県外の大学等と就職支援協定を締結し、県内企業・就職情報を提供するとともに、インターンシップ等の支援を通じ、大学生等の職業観や勤労観を醸成します。

○ マッチング機会の創出

県内企業と県外在住者とのマッチング機会の提供・支援を行うため、国と連携し、県内外での就職説明会、近隣県での出張就職相談会の開催や女子学生の県内就職を促進するための就職ガイダンスを開催します。

エ 創業支援

○ 創業支援の充実

- ・ 創業支援金・移住創業支援金の支給や、セミナーの開催、専門家による実践サポートなど準備段階からフォローアップまで一貫した支援を行い、様々な希望者の多様な創業を促進します。
- ・ 融資利率等を優遇した融資制度やビジネスプランのブラッシュアップ支援により創業者を支援します。

オ 地域づくりの新たな担い手の育成・確保

○ 新たな担い手の育成・確保

- ・ 地域づくりの専門家を講師とする研修会などを関係団体等と連携して開催し、新たな担い手や地域づくりリーダー、集落支援員等の育成・確保を進めます。
- ・ 都市部からの移住者や地域おこし協力隊[※]など、地域づくり活動に意欲のある外部人材の導入を促進します。
- ・ 広報活動や研修等の機会を通じ、様々な先進事例やデジタル技術の活用事例、地域づくり活動のノウハウなど、地域づくりの担い手や団体等への情報提供や情報共有を進めます。
- ・ 研修等の機会を通じて、地域づくりの担い手・団体等の広域的なネットワークづくりを支援します。
- ・ 地域づくりにおける男女共同参画を推進するため、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境整備を進めます。

※ 地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

③ 次世代競技者、若手芸術家等の育成

ア 次世代競技者の育成

○ 選手・指導者の育成

- ・ 競技力向上の中核的組織である競技力向上対策委員会を中心に、県スポーツ協会、競技団体、学校体育の関係団体等との更なる連携により、ジュニア期からの計画的な選手の育成・強化を図るとともに、本県の競技特性や競技団体の組織体制に応じた中・長期的な支援を行います。
- ・ 多くの子どもたちが挑戦したい競技や適性にあった競技を見つけ、高いレベルでスポーツに取り組めるよう、ジュニア世代を対象にした多競技種目を経験させるプログラムや、日本スポーツ振興センターや日本オリンピック委員会等と連携した、競技を特化した専門的なプログラムを実施するなど、将来の山口県を担う有望なアスリートを早期に発掘し、育成するタレント発掘事業を推進します。
- ・ ジュニアの競技スポーツクラブに対する支援や強化拠点校の指定による強化、アスリートの合宿、遠征等の強化活動への支援等、本県独自のトップアスリートの発掘・育成体制の充実を図り、長期的・計画的な選手育成強化を行います。
- ・ 本県のスポーツをリードする競技活動を支援するため、全国から招へいしたトップクラスの選手・指導者等の活用に努めるとともに、豊かな競技経験や知識を有する選手が、将来、本県の指導者として活躍し、次代を担う少年選手に経験や知識を還元できるよう、指導者の育成スタイルを確立します。
- ・ 指導者の資質向上のため、県スポーツ協会や競技団体、学校体育の関係団体等と連携し、高度な専門的知識・指導技術の習得や指導者としての倫理・社会規範に関する意識の啓発を図るための研修会・講習会を開催するとともに、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格等の取得を支援します。

イ 若手芸術家等の活躍支援

○ 若手芸術家等の活躍支援

国内外で活躍している本県ゆかりの若手芸術家等に対し、教育の充実、研修への支援、能力を発揮する機会の充実等を図り、その活動を支援します。

2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

(1) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

① ニート、ひきこもり子ども・若者の支援

ア ニート等の若者の支援

○ 地域若者サポートステーション※による取組の支援

- ・ 県内4箇所設置されている「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士による心理カウンセリングの実施や、職場体験をはじめとする職業意識の啓発等の機能強化を図るとともに、支援対象者への進路決定後のフォロー等の取組を支援します。
- ・ 「地域若者サポートステーション」の事業を円滑に実施するため、就労支援機関、保健・福祉機関、教育機関、行政機関等による若者自立支援ネットワーク会議を開催し、支援に向けた取組を検討します。

※ 地域若者サポートステーション

ニート等の若者（原則15～49歳）に対する地域の支援拠点（下関市、宇部市、防府市、周南市に各1箇所設置）。キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、自立支援プログラムの作成等により、職業的自立を支援します。

イ ひきこもりの支援

○ ひきこもり地域支援センター※等による取組の推進

「山口県精神保健福祉センター」に設置した「ひきこもり地域支援センター」を技術的中核機関とし、技術支援や情報発信、専門研修等を行うとともに、各保健所を地域拠点（サテライト）と位置付け、圏域ネットワーク会議の開催による地域の関係機関の連携強化や家族教室の開催等により、ひきこもり本人やその家族に対する総合的な支援を推進します。

※ ひきこもり地域支援センター

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援、地域における支援体制の整備を行う機関です。精神保健福祉センター及び各保健所に設置しています。

② 障害等のある子ども・若者の支援

ア 特別支援教育の推進

○ 総合支援学校における教育の充実

- ・ 障害の多様化に応じた弾力的な教育課程の編成と、行動面等で著しい困難さを示す児童生徒への指導・支援や自立活動の指導の充実を図ります。
- ・ 就業実践科の成果の普及や地域交流スペース等を活用した実践的・体験的な学習活動などのキャリア教育の充実を図ります。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒が、安全・安心に学校で学ぶことができるよう、ガイドラインの整備と校内外における学習環境の整備を図ります。
- ・ 総合支援学校間の連携強化やより身近な地域で専門的な教育が受けられる体制づくりに努めます。

○ 高等学校等における特別支援教育の充実

- ・ 特別支援教育推進教員や地域コーディネーター等と連携した個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を推進します。
- ・ 発達障害等のある生徒への指示や発問の仕方について工夫や配慮をするなど、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを推進します。
- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための通級による指導をはじめとする適切な指導の充実を図ります。

○ 小・中学校における特別支援教育の充実

- ・ 全ての教員が、多様な実態のある児童生徒が互いに認め合える集団づくりを実践することのできる専門性の向上を図ります。
- ・ 通常の学級において、全体への手立てと個への手立てを具体化するなど、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを推進します。
- ・ 特別支援学級や通級による指導の担当者が、障害の状態に応じた自立活動の実践を進めることのできる専門性の向上を図ります。

○ 早期からの切れ目ない支援体制の充実

- ・ 個別の教育支援計画の活用による医療・保健・福祉等と連携した相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ 教育支援に関わる関係者や保護者の理解が進むよう、就学先決定の方法や多様な学びの場等についての周知を図ります。
- ・ 幼児児童生徒への指導・支援や合理的配慮に関して、学校・園における情報の確実な引継ぎと進学先での継続的な取組を推進します。

○ 特別支援教育を推進する体制の充実

- ・ インクルーシブ教育システム^{*}の構築・推進により、障害のある幼児児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導や必要な支援をより身近な地域で受けることのできる特別支援教育を推進します。
- ・ 総合支援学校教員や特別支援学級を担当する教員の視覚障害・聴覚障害などの各障害

種に関する専門性の継承と向上を図ります。

- ・ 特別支援教育センター等に配置した地域コーディネーターによる学校・園への訪問支援等を通じた、各学校の相談支援の実効性の向上を図ります。
- ・ ふれあい教育センターを中核として、発達に不安や心配のある子どもの家庭教育や就学、特別支援教育等について、子どもや保護者及び教職員に対する相談支援体制の充実を図ります。
- ・ コミュニティ・スクールを核とした交流及び共同学習や、特別支援教育フェスティバル等の障害及び障害者理解を深める特色ある取組を推進します。

※ インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです（障害者の権利に関する条約第 24 条）。

○ 多様なニーズに応じた児童生徒への支援

- ・ 小・中学校における少人数教育を推進し、基本的な生活習慣・学習習慣の形成や学力の向上等を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒やヤングケアラー*などへの支援を充実します。

※ ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

【数値目標】

総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	(2023 年度)	(2029 年度)
	97.2%	100%

イ 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興

○ 障害者スポーツの推進

- ・ 障害のある人もない人も共にスポーツを通じて交流が行えるよう、身近な地域において障害者スポーツ教室等の開催を支援し、障害者スポーツの推進を図ります。
- ・ パラリンピックやデフリンピックなどの世界レベルの国際競技大会への出場を目指すパラアスリートを「やまぐちパラアスリート」として認定し、遠征費や用具の購入費等の経費の一部を支援します。

○ 文化芸術活動の充実

- ・ 障害のある人の創作活動等の発表の場と芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、県

民が障害のある人の芸術文化にふれる機会を提供することで、障害のある人との交流を促進します。

- ・ 障害者アートの持つポテンシャル（魅力や可能性）を伝えることを目指し、障害者アートの展示会や障害者アートセミナーを実施して障害者アートの普及啓発を図ります。

ウ 障害のある子ども等への支援体制の充実

○ 障害理解と相互交流の促進

- ・ 障害や障害のある人について学ぶ機会を設け、理解が深まるよう、県民運動として実施している「あいサポート運動※」の更なる推進を図ります。
- ・ レクリエーション等を通じた障害のある子どもとない子どもの交流機会を設け、幼少期からの障害理解の促進を図ります。

※ あいサポート運動

誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていくことを目的とした運動のことです。

○ 障害児施策の充実

- ・ 障害のある子どもや家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業など、サービス提供体制の整備を進めます。
- ・ 主に各圏域に設置されている児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業の活用を通じ、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ・ 障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、「ふれあい教育センター※」や、地域の「特別支援教育センター」、「サブセンター」における就学前の相談支援等の取組の一層の充実と相互の連携強化を図ります。
- ・ 発達障害児に対する支援を総合的に行う拠点機関として「山口県発達障害者支援センター※」を運営し、発達障害児やその家族、支援者に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた相談支援、発達支援、就労支援等を行います。
- ・ 発達障害児やその家族が、身近な地域で切れ目のない支援を受けられるよう、山口県発達障害者支援センターと各地域の児童発達支援センター等との役割分担による重層的な支援体制の充実を図るとともに、地域の関係機関相互の連携強化と専門性向上による支援力の充実強化に取り組みます。
- ・ 難聴児とその家族等に対し、乳児期から切れ目なく、多様な状態像に応じた支援が行えるよう、医療、福祉、教育等の関係機関による連携強化を図り、相談対応や情報提供等を実施します。

※ ふれあい教育センター

やまぐち総合教育支援センター内に設置し、地域の小・中学校等をはじめ、幼児・児童・生徒や保護者へ、特別支援教育について、広域的・専門的な相談支援を行います。

※ 山口県発達障害者支援センター

発達障害児者とその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関等への情報提供や研修、連絡調整を行う機関のことです。

○ 医療的ケア児[※]への支援

- ・ 医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築するとともに、山口県医療的ケア児支援センターを運営し、専門的な相談や関係機関等への情報提供・連絡調整等を実施します。
- ・ 医療的ケア児や家族に対する支援が適切に行えるよう、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの養成を目的とした研修を実施します。
- ・ 医療的ケア児の養育経験がある保護者による相談会や交流の場を通じて、医療的ケア児の家族同士が共に支え合える体制構築を支援します。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育や、他の児童・生徒と共に学ぶ機会を確保するため、医療的ケア看護職員の配置に努めます。
- ・ 保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とするための体制整備を支援します。

※ 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他の医療行為）を受けることが不可欠である子どものことです。

エ 障害のある若者に対する就労支援

○ 一般就労への移行支援・定着支援

- ・ 障害者就業・生活支援センター[※]の活動の充実を図り、障害のある人の就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施することにより就労を促進するとともに、ハローワーク等の就労支援関係機関と連携し、職場での定着が図られるよう支援します。
- ・ 就労移行支援事業所から一般企業等への就労を促進するため、就労支援員、職業指導員等の就労支援の担い手となる職員を対象とした事例報告会、研修会を開催し、事業所の一般就労への支援力向上を図ります。

※ 障害者就業・生活支援センター

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就職に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関です。

○ 福祉的就労における支援

「山口県工賃向上計画（第4期）（令和3～5年度）」の実績を踏まえ、「山口県工賃向上計画（第5期）（令和6～8年度）」を策定し、就労継続支援B型事業所の更なる工賃向上取組を推進します。

○ 多様な就業機会の確保

- ・ 精神障害や発達障害に対する正しい理解を促進するなど、多様な障害の特性に応じた支援の充実を図ります。
- ・ 総合支援学校の生徒一人ひとりの希望や適性と企業ニーズとのマッチングの促進及び学校と企業、関係機関との連携を図るため、総合支援学校に就職支援コーディネーター※を配置し、現場実習先の確保及び、開拓など就職に向けた支援を行います。

※ 就職支援コーディネーター

障害のある生徒の職業的自立を実現するため、現場実習先の開拓及び求人確保、企業の障害者雇用について理解促進を行う非常勤職員です。

オ 慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援

○ 難病医療提供体制の整備・充実

- ・ 重症難病患者に対し、必要な入院医療や在宅医療が提供できるよう、保健・医療・福祉関係者等との連携により、難病医療ネットワーク体制を強化し、協力病院の確保、在宅人工呼吸器等を使用する難病患者等の災害緊急時の対応の充実を図ります。
- ・ 県内全域を対象とした医療の相談窓口として、山口大学医学部附属病院内に設置している「難病対策センター」において、難病医療の専門的助言や重症難病患者の広域的な医療調整、在宅医療を支える難病医療従事者研修を行うなど、難病患者が安心して質の高い医療を受けられる医療提供体制の整備を推進します。

○ 難病患者の自立支援の推進

難病及び小児慢性特定疾病※の患者の中には、就労可能な状況にありながら、病気のために就労の機会を失うことが少なくないことから、就労や自立に向けた環境を整備し、就労・自立活動を支援することにより、難病患者の自立の促進を図ります。

※ 小児慢性特定疾病

児童等が当該疾病にかかっていることで、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定めるものです。

③ 社会的養護の推進

○ 代替養育の実施

- ・ 子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合は、子どもの意向や心身の状況、抱える背景を踏まえ、一人ひとりのケアニーズに応じた家庭における養育環境と同様の養育環境での代替養育を実施します。
- ・ 児童養護施設、乳児院※、児童心理治療施設※、児童自立支援施設※における生活環境の改善に向けた整備や自立支援機能の充実を図ります。
- ・ 虐待を受けた子どもの心のケアが適切に図られるよう、施設職員の支援技術向上のための取組を進めるなど、児童養護施設等における専門的な支援体制の充実を図ります。
- ・ 社会的養護で育った子ども等に対し、自立に向けた経済的な支援体制を整備するとともに、児童養護施設等を退所後も一定の支援が必要な場合等には、就労等の支援を行う自立援助ホーム※での生活を通じて社会的自立を支援します。
- ・ 児童養護施設等のソーシャルワーク機能の強化等により、家庭支援や地域支援の充実を図ります。
- ・ 被措置児童等虐待防止のため、児童養護施設等に対する適切な体制整備についての指導を行うとともに、施設職員に対して対応マニュアルの周知徹底を図ります。

※ 乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。

※ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

※ 児童自立支援施設

不良行為をなし、またはなす恐れのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設です。

※ 自立援助ホーム

義務教育を終了し、児童養護施設を退所した児童等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、援助が必要な児童に対し、日常生活上の援助や生活指導等を行うための施設です。

○ 家庭的な養育環境における養護の推進

- ・ 子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、里親等への委託（里親制度※）を一層推進するとともに、児童養護施設等の小規模化・地域分散化を進めるなど、社会的養護の体制整備を計画的に推進します。
- ・ 児童相談所と児童養護施設等が連携し、それぞれの子どもにとっての最善の利益を検討し、子どもの意向や状況を踏まえつつ、家庭における養育環境と同様の家庭環境である里親等への委託を検討します。
- ・ 里親のリクルートから養育に向けての研修、里親家庭と子どもとのマッチング、委託後の支援までを一貫して行う里親支援センターの設置運営により、里親委託の円滑な推進を行います。
- ・ 里親やファミリーホーム※が、質の高い養育を提供できるよう、スキルアップ研修を実施するなど、養育能力の向上を図ります。
- ・ 家庭復帰が望めない子どもには、特別養子縁組等による永続的解決を目指した児童相談所による支援の実施や民間あっせん事業者が行う取組への助成等を行います。

※ 里親制度

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を、都道府県等が里親に委託する制度です。

※ ファミリーホーム

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業です。

【数値目標】

里親等委託子ども数	(2023 年度) 105 人	(2029 年度) 209 人
里親委託率	(2023 年度) 3 歳未満 13.0% 3 歳以上就学前 29.9% 学童期以降 23.6%	(2029 年度) 3 歳未満 75.0% 3 歳以上就学前 75.0% 学童期以降 50.0%
登録里親数	(2023 年度) 232 世帯	(2029 年度) 292 世帯
委託里親数	(2023 年度) 66 世帯	(2029 年度) 160 世帯
ファミリーホーム数	(2023 年度) 8 施設	(2029 年度) 12 施設
社会的養護下の子どもの特別養子縁組成立件数（年度当たり）	(2023 年度) 3 件	(2029 年度) 6 件

④ ヤングケアラーへの支援

○ ヤングケアラーに対する理解の促進

- ・ ヤングケアラーへの周囲の適切な理解やヤングケアラー自身の気づきにつなげるため、広報啓発を実施します。
- ・ ヤングケアラー・コーディネーターを講師として派遣する出前講座を実施します。

○ ヤングケアラーの早期把握・支援

- ・ ヤングケアラー・コーディネーターを配置するヤングケアラー専門相談窓口を整備し、相談を通じてヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげます。
- ・ 家族の世話などにかかるヤングケアラーの負担の軽減・解消に向けて、市町と連携して、家庭への支援に取り組みます。

○ 多機関連携による支援体制の構築

- ・ 多様な機関が相互に連携しヤングケアラーを適切な支援につなげることができるように、児童福祉、介護、医療、教育等の多機関連携の体制を構築します。
- ・ 福祉・会議・医療・教育等の関係機関職員等を対象として、多機関連携に関する研修を実施します。

⑤ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援や未然防止活動

ア 非行防止、相談活動等

○ 少年サポートセンターによる活動

県内3か所の「少年サポートセンター」に配置している女性の少年育成官や警察官が中心となって、街頭補導や相談等を行い、少年の非行防止を図ります。

○ 少年警察ボランティア等による活動

少年の非行・被害防止のために少年の見守り活動を行う少年警察ボランティアや風俗環境が及ぼす影響から少年を守るための諸活動を行う少年指導委員、学校における安全対策、非行防止対策等を行う少年安全サポーター※等、様々な関係者の活動により、地域ぐるみで少年の健全育成や非行防止活動を推進します。

※ 少年安全サポーター

市教育委員会等を拠点に、いじめ等の学校における少年の問題行動への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言を行うなど、教育現場と警察とのパイプ役として活動する専門職員のこと。

○ 少年セーフティリーダーズによる活動

同世代の少年の規範意識の高揚、啓発を推進するため、学校と連携して中・高校生及

び大学生が、万引き防止活動であるC・C作戦（チェック&チェック作戦）や駅等の環境美化活動、広報啓発活動等を実施します。

⑥ 自殺対策のほか特に配慮が必要な子ども・若者の支援

ア 自殺対策

○ 正しい知識の普及

- ・ 自殺の問題は一部の人だけの問題ではなく県民誰もが当事者となり得る問題であり、自分の周りにいるかもしれない自殺リスクのある人に気づき、声をかけ、早めに適切な相談機関等につなぎ、その後も絆を保つという役割等についての意識が共有されるよう、教育活動や広報活動等を通じた普及啓発を行います。

○ 人材養成

- ・ 直接的に自殺対策に係る人材の養成、資質の向上を図ることに加え、様々な分野において「生きることの包括的な支援」に関わっている支援者等を、自殺対策に係る人材として養成することが重要となっていることを踏まえ、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。
- ・ 自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、ゲートキーパーの役割を担う人を地域で増やす取組を推進します。

○ ハイリスク者への支援

- ・ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化し、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実することから、医療機関等の関係機関と連携して、本人や家族等に対する心理的ケアができる体制や、支援先の情報提供等が行える体制を整備します。

○ アフターケアによる予防

- ・ 自殺者の親族等の支援の充実を図るため、自死遺族の心理的援助に取り組み、相談支援体制を充実するとともに、自助グループの活動を支援します。

○ 地域の関係機関等との連携強化

- ・ 自殺対策においては、関係機関・民間団体が非常に重要な役割を担っていることから、研修等の実施を通じて関係機関・民間団体の人材育成等を支援するとともに、関係機関・民間団体との連携を強化します。

イ 性の多様性についての理解促進

○ 啓発の推進と相談支援

- ・ 性の多様性について県民の正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めるとともに、性

の多様性を認め合う学校づくりに向けて、教職員の理解促進や、学校として必要な対応等についての研修を推進します。

- ・ 性別不合等に悩んでいる人、また、家族など身近な人のことで相談を希望する人に対しては、精神保健福祉センター及び各健康福祉センターで相談を受け付け、専門機関を紹介するなど、必要な支援に努めます。

⑦ 関係機関の連携や相談体制の充実

○ 関係機関の連携

子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している山口県子ども・若者支援地域協議会※において、関係機関との連携を図るとともに、住民に身近な市町での関係機関の連携促進を支援します。

※ 山口県子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子どもや若者とその家族に対し、教育や福祉などの関係機関が連携して支援を行うために設置された協議会です。

○ 相談体制の充実

内閣府が開催しているアウトリーチに携わる人材等の養成を目的とした研修会について、山口県子ども・若者支援地域協議会の構成員、NPO、市町に情報提供を行うとともに、市町に対して時勢に即した青少年問題に関する研修会を実施します。

（２）子どもの貧困の解消に向けた対応やひとり親家庭等の自立促進

① 子どもの教育の支援

ア 幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上

○ 幼児教育・保育の無償化

- ・ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化について、円滑な実施に取り組みます。
- ・ 本県独自の第2子以降の保育料無償化等の実施により、地域全体で子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園している子どもがいる世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の一部を助成します。

○ 乳幼児期の教育の質の向上

- ・ 保育士等の専門性を高めキャリアアップを図るための体系的な研修等の実施や、保育士等の更なる処遇改善等により、保育人材の育成・確保の促進を図ります。
- ・ 幼稚園教諭の専門性向上に向けた講習の開催や、幼稚園が実施する処遇改善への支援

等により、幼稚園における人材育成・確保の促進を図ります。

- ・ 幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、保育者研修の充実や幼児教育アドバイザー※、スクールソーシャルワーカー等による幼児教育・保育施設訪問支援の充実などに取り組みます。
- ・ 多様化する保育ニーズに対応するため、本県独自の保育士加配制度等による保育体制の充実や、ICT活用の推進など業務改善に向けた保育事業者に対するマネジメント支援の実施に取り組みます。
- ・ 市町が行う「こども誰でも通園制度」が円滑に進むよう、情報提供・共有に取り組みます。
- ・ 保幼小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施体制づくりを推進するとともに、架け橋期※の教育の充実に向けた調査研究等に取り組み、地域の創意工夫を生かした円滑な接続の実現を促進します。
- ・ 幼特別支援学校と幼稚園・保育所等、小・中学校とが連携し、幼児段階からのインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。
- ・ 認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。
- ・ 修学資金貸付制度をはじめ、新卒の確保に向けたガイダンス・キャラバンの実施や再就職支援などにより、人材確保に取り組みます。
- ・ 「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を拠点とした保育者研修や調査研究、助言などに総合的に取り組み、資質向上を推進します。
- ・ 幼児教育・保育の現場のニーズに応じた人材育成に向けて、山口県立大学において、「子ども家庭ソーシャルワーク教育研究所」による子ども家庭福祉課題の研究や特別な支援を要する子どもの支援、保育者の専門性の向上や学び直しのための研修などの取組を強化するとともに、県立大学の学部構成等の特色や強みを活かした教育に取り組みます。
- ・ 子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等によるアウトリーチ型家庭教育支援※等の取組を推進します。
- ・ 乳幼児期の教育についての専門的な研修や保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた幼児教育・保育研究協議会を実施するとともに、園の課題を個別に支援する園訪問を行うことにより、保育者等の指導力の向上を図ります。
- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園等での遊び等による他人との関わりの中で培った道徳性・規範意識の芽生えを適切に小学校へ引き継ぐため、組織的・継続的な教職員の交流を推進して、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を進めます。

※ 幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者のことです。

※ 架け橋期

む上で困難を抱える子どもや若者とその家族に対し、教育や福祉などの関係機関が連携して支援を行うために設置された協議会です。

※ アウトリーチ型家庭教育支援

保護者の居場所（自宅や学校、企業等）に出向いての情報提供や相談対応等、届ける支援のことです。

イ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校※指導・運営体制の構築

※ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校

スクールソーシャルワーカー、地域において支援に携わっている人材やNPO法人等の民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、学校区域ごとに苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげることです。

○ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

- ・ 学校を窓口として、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図り、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、やまぐち総合教育支援センターや県内全市町へのスクールソーシャルワーカーの配置・拡充を行い、学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する体制の充実を図ります。
- ・ 児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーを全公立学校に配置し、学校においてスクールカウンセラーが機能する体制の充実を図るとともに、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。
- ・ 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区において、家庭教育アドバイザー※、PTA、地域の子育て経験者等で編成された「やまぐち型家庭教育支援チーム※」を市町教育委員会と連携しながら設置を推進し、保護者等への学習機会の提供や地域における相談支援体制の充実を図ります。

※ 家庭教育アドバイザー

地域における家庭教育支援の充実のために、子育てや家庭教育について相談に応じることができるよう、県教委が養成している地域の指導者です。

※ やまぐち型家庭教育支援チーム

概ね中学校区において、家庭教育アドバイザー、PTA。地域の子育て経験者等の地域人材で編成された家庭教育支援チームで、子育てや家庭教育についての相談活動や講座等を実施し、子育てや家庭教育をサポートします。

○ 学校教育による学力保障

- ・ 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、家庭や地域との連携を基盤に、学校の組織的な取組や指導方法の工夫改善を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図るとともに、子どもたちの学力状況の把握に基づく課題の明確化と解決に向けた具体的な取組を強化します。
- ・ 幼児教育から高等学校等までの各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力を育成します。
- ・ 高等学校では、各学校において、確かな学力を育むための明確な学校目標やチャレンジ目標を設定して、学校全体で取り組む体制づくりや、全ての学校におけるキャリア教育の視点に立った進路指導の推進体制を構築するとともに、全教職員が一体となって計画的に学力向上に取り組めます。

ウ 高等学校等における修学継続のための支援

○ 高校中退予防のための取組

- ・ 各学校の特色や生徒の実態に応じた進路指導計画を工夫・改善し、各学校における組織的、計画的・系統的な進路指導の推進を図ります。
- ・ 高校中退の防止や、大学等への進路支援等のため、生徒の抱える課題に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による相談・支援体制の整備・充実を図ります。
- ・ 高等学校に在学中の生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うとともに、当該生徒の希望に応じ、学業の継続を支援します。また、日頃から、生徒が性に関して正しく理解し適切な行動をとることができるよう学校教育活動全体を通じて必要な指導を行います。
- ・ 小・中・高等学校等を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、学校と家庭、地域、産業界等との連携・協働の強化を図ります。全教職員がキャリア教育についての共通理解をさらに深め、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、学校教育活動全体を通じて、必要な資質・能力の育成の体験活動をはじめとする教育活動の一層の充実を図りながら、子どもたちのキャリア発達を促進します。

○ 高校中途退学後の支援

- ・ 学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等につ

いて高校中途退学者等に対して情報提供を行うなど、就労や復学・就学を支援します。

- ・ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、国の補助制度等を活用して、授業料の支援等を実施し、就学継続を支援します。

エ 大学等進学に対する教育機会の提供

○ 高等教育の修学支援

- ・ 低所得者世帯の者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度について、関係機関等と連携し、円滑な実施に取り組みます。
- ・ 高等教育段階の修学支援の着実な実施や奨学金の返還支援に取り組みます。

○ ひとり親世帯や低所得子育て世帯の子どもの大学等受験料支援

- ・ 子どもの進学が家庭の経済状況など、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが大学等の進学に挑戦していけるよう、ひとり親世帯や低所得子育て世帯の子どもを対象に大学等を受験する際の受験料を支援します。

オ 特に配慮を要する子どもへの支援

○ 児童養護施設*等の子どもへの学習・進学支援

- ・ 児童養護施設等に入所する小・中学生の学習習慣の定着や、高等学校等受験に向けた学力向上を図るため、大学生ボランティアの派遣等による学習支援の取組を推進します。
- ・ 児童養護施設等の入所児童等が、私立高等学校に通学する際の経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 児童養護施設等で暮らす子どもの進学を支援するため、進学に際して必要な学用品等の購入費や進学後の生活費等の貸付けを行います。

※ 児童養護施設

保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導等を行い養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設です。

○ 障害のある児童生徒等への支援

- ・ 障害のある児童生徒等に対する支援の充実に向け、総合支援学校を中核とする早期からの教育相談の実施や医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図ります。
- ・ 特別支援教育就学奨励費の支弁や通学バスの運行等により、障害のある児童生徒等に対する支援の充実に図ります。

○ 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保されるよう、市町立小中学校における日本語指導に係る加配教員の配置等を行います。

カ 教育費負担の軽減

○ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 就学援助費補助について、国において就学援助の実態に応じた補助金の充実が図られるよう働きかけるとともに、市町において、就学援助制度の周知の充実や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施等、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。
- ・ 義務教育段階において、経済的理由により就学が困難な子どもの保護者に対し、就学に要する経費の一部を援助します。

○ 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- ・ 高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金制度や、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援である高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度の活用により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減に努めます。
- ・ 私立高等学校等が行う授業料等減免事業に対して補助を行い、私立高校生等のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、（公財）山口県ひとづくり財団を通じた奨学金制度の周知に努めます。
- ・ 低所得者世帯の者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度について、関係機関等と連携し、円滑な実施に取り組みます。

○ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

- ・ 低所得者世帯の子どもの高等学校や大学等への就学を支援するため、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度への補助を行います。
- ・ 高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、入学料、入学検査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱います。
- ・ 大学等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、新生活の立上げ費用として進学・就職準備給付金を給付します。また、大学等進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもに係る住宅扶助額を減額しないこととします。

○ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

- ・ ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学継続や大学等への進学を断念することの

ないよう、引き続き、母子父子寡婦福祉資金貸付金による支援を行います。

- ・ ひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用について、引き続き支援を行います。

キ 地域における学習支援等

○ 地域学校協働活動における学習支援等

- ・ 放課後子ども教室や土曜日等の教育活動等の取組を推進し、コミュニティ・スクールや地域協育ネット※の仕組みを生かした地域による学習支援の充実を図ります。

※ 地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組みです。

○ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・ 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもやひとり親家庭の子どもの学習・進学意欲の向上、親の教育不安の解消を図るため、学習に関する支援を行います。

ク その他の教育支援

○ 夜間中学校の設置に係るニーズの把握

- ・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている夜間中学校については、国や他の都道府県の状況等について市町教育委員会へ情報提供を行うとともに、市町教育委員会と連携して設置の必要性について、検討します。

○ 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

- ・ 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。

② 家庭生活の安定に資するための支援

ア 妊娠・出産・子育て期における支援

○ 妊娠・出産期からの切れ目のない相談支援

- ・ 妊産婦等が、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談支援が受けられるよう、市町子ども家庭センターを中心とした地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」を推進します。

- ・ 「市町こども家庭センター」と「地域子育て支援拠点」が連携し、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談ができる支援体制づくりに向けて、「まちかどネウボラ＊」の設置を促進するとともに、専門的な相談機能の充実を図ります。

※ まちかどネウボラ
地域子育て支援拠点のうち、母子保健相談機能を強化するため、研修受講など一定の要件を満たしたものに対し、県が認定したものです。

【数値目標】

まちかどネウボラ認定数	(2023 年度) 93 箇所	(2029 年度) 110 箇所
-------------	--------------------	---------------------

- ・ 妊産婦や小児の医療面での悩みや不安に対応できるよう、SNSを活用した専門医等へのオンライン相談支援体制の整備など、子育て家庭が利用しやすい相談体制の充実に努めます。
- ・ SNSアプリとAIチャットボットの活用により、県民からの問い合わせに24時間365日対応するとともに、子育てサポート情報の提供や虐待等に関するSNS相談窓口を案内するなど、出産から子育てまでの一貫した伴走型支援を行います。
- ・ 若い世代が慣れ親しんでいるSNS等の活用も含め、子育ての悩みや不安に関する各種相談機関等のネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・ 妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭への訪問により子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。
- ・ ひとり親家庭など養育上の様々な問題を抱える家庭に対しては、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、保護者の身体的・精神的不調状態に対する相談・助言などの養育支援を行うとともに、母子保健推進員等による家庭訪問等を通じた各種サービスや子育て支援情報の紹介、育児相談やサポートなど、身近な地域の母子保健活動の充実を図ります。
- ・ 夜間における小児救急医療電話相談の実施やSNSを活用した専門医等への医療相談、小児の病気に関する講習会の開催等、小児を持つ保護者の育児不安の軽減を図るとともに、小児の重症救急患者への適切な医療を確保するため、二次救急医療体制の充実強化を進めます。

★小児救急医療電話相談：#8000（携帯電話及びプッシュ回線の固定電話）
(083) 921-2755（すべての電話）
□相談日：毎日（365日） □相談時間：午後7時～翌朝8時

- ・ 県立総合医療センターにおいて、小児医療センターの新設に向けた取組を進め、小児難病等への対応の充実を図ります。

- ・ 県内6箇所の児童相談所において、子育ての悩みに関する相談やカウンセリングなどを実施します。

【児童相談所】

中央児童相談所	山口市吉敷下東4-17-1	TEL (083)902-2189
岩国児童相談所	岩国市三笠町1-1-1	TEL (0827)29-1513
周南児童相談所	周南市慶万町2-13	TEL (0834)21-0554
宇部児童相談所	宇部市琴芝町1-1-50	TEL (0836)39-7514
下関児童相談所	下関市貴船町3-2-1	TEL (083)223-3191
萩児童相談所	萩市江向河添沖田531-1	TEL (0838)22-1150

- ・ 子育てや教育に関する心配ごとや悩みに対応するため、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター及びふれあい教育センターに「ふれあい総合テレホン」を設置し、専門の相談員による電話相談を実施します。

★ふれあい総合テレホン：（０８３）９８７－１２４０

□相談日：月曜日から金曜日

□相談時間：８：３０～１７：１５

（土・日、祝日、年末年始は休み）

- ・ 子育てや家庭教育に関する相談等に適切に対応するため、家庭教育アドバイザーを養成するとともに、修了者を対象に更なるスキルアップに向けた研修を実施することにより、相談体制の充実を図ります。

○ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

- ・ 出産やその後の育児に困難が予想される特定妊婦等に対する相談支援拠点に支援コーディネーター、看護師、母子支援員を配置し、相談対応や情報提供を行うほか、妊産婦等への一時的な居場所や食事の提供等の支援を行います。
- ・ 乳児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊産婦等の家庭状況を把握し、関係機関による支援につなげるため、必要な環境整備や市町等の取組を支援します。
- ・ 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設を活用し、地域での生活を支援します。

イ 保護者を対象とした生活支援

○ 保護者を対象とした自立支援

- ・ ひとり親家庭等、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に

基づく自立相談支援事業において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

- ・ 子育てなどに悩みをもつひとり親家庭等については、育児不安の解消や、困っている時の相談相手確保するため、「母子・父子交流会」を開催します。
- ・ ひとり親家庭等の親を対象とした家計管理・生活支援講習会を開催し、ひとり親家庭の親の自立を支援します。
- ・ 修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行います。
- ・ 山口県男女共同参画相談センターにおいて、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオオレンス／DV）被害者をはじめとする様々な困難な問題を抱える方に対する一般相談や専門家による相談を実施します。

山口県男女共同参画相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	山口市湯田温泉5-1-1 山口県婦人教育文化会館 (カリエンテ山口) 内	◆DV相談 短縮ダイヤル #8008 または TEL (083)901-1122 DVホットライン (緊急用) 0120-238122 ◆性暴力相談 短縮ダイヤル #8891 または TEL (083)902-0889
------------------------------------	--	--

- ・ 離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭を支援するため、生活の場としての母子生活支援施設の利用を促進するとともに、サテライト型施設の設置を促進します。
- ・ 母子生活支援施設においては、山口県母子家庭等就業・自立支援センターと連携して、地域のひとり親家庭の親等に対し生活支援のための相談・助言を実施するとともに、子育て短期支援事業の実施等により、ひとり親家庭等の生活支援の充実を図ります。

【母子生活支援施設】

沙 羅 の 木	山口市小郡新町6丁目4-11	TEL (083)976-5577
---------	----------------	-------------------

○ 保育等の確保

- ・ 保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、山口県子ども・子育て支援事業支援計画や各市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所の整備等の取組を推進します。
- ・ 障害の有無に関わらず、誰もが等しく育ち・学び・遊べる幼児教育・保育環境を整備するため、インクルーシブに配慮した環境整備等を行う保育所等を支援します。
- ・ 「放課後児童対策パッケージ」に基づき、従事者の確保・質の向上、放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備促進を図ります。
- ・ 保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中

で「子どもの貧困」に関する対応を盛り込む等により、担当職員の専門性の向上を図ります。

- ・ ひとり親家庭を含め、子育て家庭のニーズに対応できるよう、適切な保育所入所定員の確保を図ります。
- ・ 小学校児童の放課後の健全育成と保護者の子育てと仕事の両立支援を目的とした放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、ひとり親家庭の児童の優先的な利用を促進します。
- ・ 地域における児童健全育成の拠点であり、母親クラブ等子育て支援団体の活動の場である児童館の整備促進や機能の充実を図ります。
- ・ 山口県青少年育成県民会議が中心となって「青少年育成県民運動」を展開する中で、青少年育成市町民会議や青少年関係団体等への活動支援など、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進します。
- ・ 地域の実情に応じて、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施します。

○ 保護者の育児負担の軽減

- ・ ひとり親など子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり、延長保育、病児保育、地域子育て支援拠点の設置・支援やファミリーサポートセンターの普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- ・ 孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている家庭に対し、市町における家庭支援事業が適切に実施されるよう、児童養護施設等における児童の短期入所（ショートステイ※）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ※）の利用促進に向けた支援を行います。
- ・ ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練ができるよう、児童の保育所への優先入所を促進します。
- ・ 平日の教育時間終了後や土・日、夏休み等の休業日に幼稚園内において園児を預かる「預かり保育」を促進します。

※ ショートステイ

疾病、疲労等により、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、里親や児童養護施設等において、一定期間、養育・保護を行います。

※ トワイライトステイ

仕事等により、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、里親や児童養護施設等において、一定期間保護し、生活指導、食事の提供等を行うものです。

【数値目標】

子育て短期支援（ショートステイ）市町数	(2024 年度) 17 市町	(2029 年度) 19 市町
子育て短期支援（トワイライトステイ）（市町数）	(2024 年度) 8 市町	(2029 年度) 19 市町

○ 医療費に係る負担軽減

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、一定の所得制限を設けた上で小学校就学前の乳幼児医療費の自己負担分の助成を行います。また、ひとり親家庭等の親及び子どもが安心して必要な医療が受けられるよう、一定の所得制限を設けた上で医療費の自己負担分の助成を行います。

ウ 子どもの生活支援

○ 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対し、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援のほか、子どもや保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行います。
- ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、生活習慣の習得・学習支援を行います。

○ 社会的養護が必要な子どもへの生活支援

- それぞれの子どもの健やかな成長につながるよう、社会的養護※を必要とする子どもや子どもの家庭に対し児童相談所や市町等と連携して、家庭支援事業の実施等による適切な支援を行います。
- 家庭での養育が困難な子どもについて、子どもの意見等を踏まえながら、家庭と同じような環境で生活できる里親※やファミリーホームへの委託、児童養護施設等への入所を促進します。
- 児童養護施設等においても、家庭的な環境での養護が図られるよう、小規模化・地域分散化や親子関係改善のための通所指導に取り組むなどの多機能化・高機能化に向けた支援を行います。
- 児童養護施設退所者等の社会的養護を経験した者の孤立を防ぎ、適切な支援につなげるための自立支援拠点を整備し、相談対応や生活支援等の取組を総合的に推進します。

※ 社会的養護

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことを言います。

※ 里親

さまざまな事情により、家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと。

○ 食育の推進に関する支援

- ・ 乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であるとともに、食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成を図る大切な時期です。
このため、「健やか親子21（第2次）」等の趣旨を踏まえつつ、学校・家庭・地域における食育の推進を図ります。
- ・ 児童養護施設等で暮らす子どもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていないことがあることから、児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、子どもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう、施設内における食育の推進に向けた支援を行います。
- ・ こどもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するよう促します。

エ 子どもの就労支援

○ 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

- ・ 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもに対し、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談等の支援を行います。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。

○ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

- ・ 児童養護施設等で暮らす子どもが希望に応じた職業選択ができるよう職業指導等を行うとともに、児童養護施設等を退所する子どもが、安心して就職できるよう、アパート等を賃借する場合の身元保証人の確保や、就職するにあたり運転免許を必要とする場合の取得費用の一部助成を行います。

○ 高等学校に通学する子どもへの就労支援

- ・ 県立高校への就職サポーター等の継続配置・拡充による組織的できめ細かな就職支援体制の強化や、県内企業への理解を深める取組などを推進します。

○ 高校中退者等への就労支援

- ・ 山口しごとセンターにおいて、相談から情報提供に至るまでのワンストップサービスを提供するとともに、ニート等の若者に対しては、地域若者サポートステーションにお

いて、職業的自立を支援します。また、学校が労働部局等関係機関と連携して就労支援機関等が実施する支援内容等について高校中退者等へ情報提供を行うなど、実情に応じた就労支援を行います。

- ・ 若者の職業能力を高め、安定した雇用に結びつけるため、高等産業技術学校におけるデュアルシステム訓練や山口しごとセンターと連携した企業魅力体験プログラムの実施など、就労体験を組み込んだ実践的な職業訓練に取り組みます。また、学卒未就職者等の職業能力開発を促進するため、職業訓練による支援や求職者支援訓練（特に基礎コース）について周知に努めます。

○ 子どもの社会的自立の確立のための支援

- ・ 子どもの職業的自立を推進するため、母子家庭等就業・自立支援センターや山口しごとセンターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供します。

オ 住宅に関する支援

- ・ 多子世帯やひとり親世帯への県営住宅の優先入居のほか、住宅確保要配慮者※向け住宅の登録の促進や、県、市町、不動産関係団体、居住支援法人等からなる「山口県居住支援協議会※」の枠組を活用した住宅の情報提供などを行います。

※ 住宅確保要配慮者

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方のことです。

※ 山口県居住支援協議会

山口県における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会等で組織された協議体のことです。

【県営住宅申込・相談窓口：（一財）山口県施設管理財団県営住宅管理事務所】

支所	所在地	電話	所管する県営住宅の区域
岩国支所	岩国市三笠町 1-1-1 山口県岩国総合庁舎 1F	0827-30-1030	岩国市、柳井市
周南支所	周南市毛利町 2-38 山口県周南総合庁舎 4F	0834-27-6780	光市、下松市、周南市
山口支所	山口市桜畠 3-2-1 山口県宮野庁舎 1F	083-934-2004	山口市、防府市、萩市、長門市
宇部支所	宇部市琴芝町 1-1-50 山口県宇部総合庁舎 2F	0836-37-0878	宇部市、山陽小野田市、美祢市
下関支所	下関市貴船町 3-2-1 山口県下関総合庁舎 4F	083-228-0310	下関市

- ・ ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き行います。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職や自己の都合によらない収入の減少等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

カ 児童養護施設退所者等に関する支援

○ 家庭への復帰支援

- ・ 子どもが家庭に復帰するまでに、児童相談所は保護者に子どもへの接し方等の助言やカウンセリングを行うとともに、措置解除後の一定期間は、地域の関係機関等と連携して、子どもの安全確認、保護者への相談・支援等を行います。

○ 退所後の相談支援

- ・ 進学や就職ができなかった子どもや、自立に向けて継続した支援が必要な子どもについては、引き続き里親家庭や施設等に居住させ、必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子どもについては、自立支援資金貸付事業の実施等により、子どもの自立に向けた継続的な支援を行います。

キ 支援体制の強化

○ 児童家庭支援センターの相談機能の強化

- ・ 子どもや家庭の相談について、児童福祉の専門機関と一緒に問題解決の支援を行う児童家庭支援センターが地域支援を十分行えるよう機能強化を図ります。

○ 社会的養護の体制整備

- ・ 社会的養護の充実のため、児童養護施設等における職員の配置基準の充実や里親支援担当職員の配置の推進等について、国へ要望するなど必要な支援を行います。併せて、新たに里親になる人材を確保するため、制度説明会の開催や制度のPR活動を積極的に行うとともに、質の高い里親養育を実現するため、啓発、研修、マッチング、養育支援等の業務を一貫して行うフォスタリング機関「里親支援センター※」を活用し、里親委託の推進や質の高い里親養育が実現できるよう、里親養育体制の強化を図ります。

※ 「里親支援センター」

質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び里親委託後における研修、子どもと里親家庭とのマッチング、里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に実施する機関です。

○ 児童相談所等の体制強化

- 児童虐待相談対応件数や複雑・困難なケースの増加に対応するため、児童福祉司や児童心理司を適切に配置するとともに、児童福祉司等専門職員に対するキャリアアップ研修やこども家庭ソーシャルワーカー資格の取得支援、関係機関との連携強化のための分野別研修により職員の資質向上を図ります。

また、児童相談所及び市町の情報共有に向けたネットワークを構築し、行政間の連携強化による漏れのない対策を推進します。

○ ひとり親支援に係る窓口のワンストップ化等の推進と情報発信の充実

- ひとり親が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、市町窓口における適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や児童扶養手当の現況届時期等における集中相談体制の構築を促します。また、事務手続に係る負担軽減のため、添付書類の省略の推進等に努めます。
- 県健康福祉センターやひとり親家庭等に最も身近な市町の福祉事務所等において、地域の実情に応じて母子・父子自立支援員に加えて、総合的な相談窓口としてひとり親家庭等の相談に応じるとともに、様々な支援メニューに関する情報提供を行います。

【母子・父子自立支援員】

市、周防大島町：福祉事務所に配置 15人（R6.4現在）
県：健康福祉センターに配置 8人（同 上）

- ひとり親家庭等の自立を図るため、県母子・父子福祉センターにおいて、支援情報の集約を行い、適切な支援につなげるため市町をはじめとした支援機関等に積極的に情報提供を行うとともに、生活、生業、就業、教育、結婚など様々な相談に総合的に応じ、専門的指導や援助を実施します。

山口県母子・父子福祉センター	山口市吉敷下東 3-1-1	TEL (083)923-2490 FAX (083)923-2499
	E-mail:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp	

- ひとり親家庭等の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等の作成・配布や、県広報誌、市町広報誌、ホームページ等の活用により、生活支援や子育て支援、就業支援等の各種支援施策や相談窓口等に関する情報提供を積極的に行い、制度の周知を図ります。
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークの新着情報等の中から子育てと両立しやすい条件の求人情報を厳選するなど、きめ細かでタイムリーな就業情報

を提供します。また、支援を必要とするひとり親家庭等に確実に情報等が届くよう、SNS等を活用した積極的な情報提供（プッシュ通知等）に努めるとともに、相談予約システムと連携させるなど、利便性の向上を図ります。

- ・ 母子・父子福祉団体や民生委員・児童委員等との連携により、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための情報提供の充実を図ります。

○ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- ・ 生活困窮者自立相談支援事業の支援員と母子・父子自立支援員等の連携により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。
- ・ 保健・医療・福祉分野をはじめ、様々な相談機関が各種の相談事業を行っており、これらの各機関が相互に連携を強化し、それぞれが有する情報を把握・活用した相談機能の充実を図ります。

○ 相談職員の資質向上

- ・ 生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を行います。
- ・ 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。
- ・ ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修を行い、関係職員の専門性の向上を図ります。
- ・ 思春期精神保健対策研修等により、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）の養成に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭の親等が様々な事情を抱えていることを理解し、寄り添った相談対応ができるよう、母子・父子自立支援員等に対しカウンセリングや相談技法などの専門性向上に関する研修等を実施し、相談体制の充実を図ります。

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 職業生活の安定と向上のための支援

○ 仕事と子育ての両立に向けた支援

- ・ 「やまぐち働き方改革支援センター」のアウトリーチ支援による働き方改革の推進や、男性が育児に参画している好事例の普及啓発等により、企業における意識改革を推進します。
- ・ 山口しごとセンター等でのキャリアカウンセリングの実施やマッチング機会の確保を充実します。
- ・ 女性の雇用に積極的な企業と研修によってスキルや魅力が向上した未就業女性とのマッチングを図り、就業を促進します。

イ ひとり親に対する就労支援

○ ひとり親家庭の親への就労支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター※において、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。
- ・ 就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進するため、ひとり親家庭の親に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金事業を通じ、ひとり親家庭の親の就業を支援します。
- ・ 子育て中の女性等の再就職を支援するため、国の各種支援制度や子育て中の女性向けの企業情報など、企業や子育て女性等に情報提供を行うとともに、職業能力の開発・向上に向けた職業訓練において、託児サービス付き訓練や離職者等再就職訓練の定員に母子家庭の母等の専用枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。
- ・ 山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援専門員を配置し、就業相談、就業情報の提供などの就業支援、ハローワーク、福祉人材センター等との連携により、求人の確保に努めるとともに、希望や適性等に応じた就業あっせんを実施するとともに、ひとり親家庭等に対する生活全般にわたる相談・助言等を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が各地域を訪問する巡回相談や出張相談等を実施します。さらに、SNS等を活用して、簡単な相談への回答や情報提供など、相談者が相談しやすい環境を整備します。

山口県母子・父子福祉センター	山口市吉敷下東 3-1-1	TEL (083)923-2490 FAX (083)923-2499
	E-mail:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp	

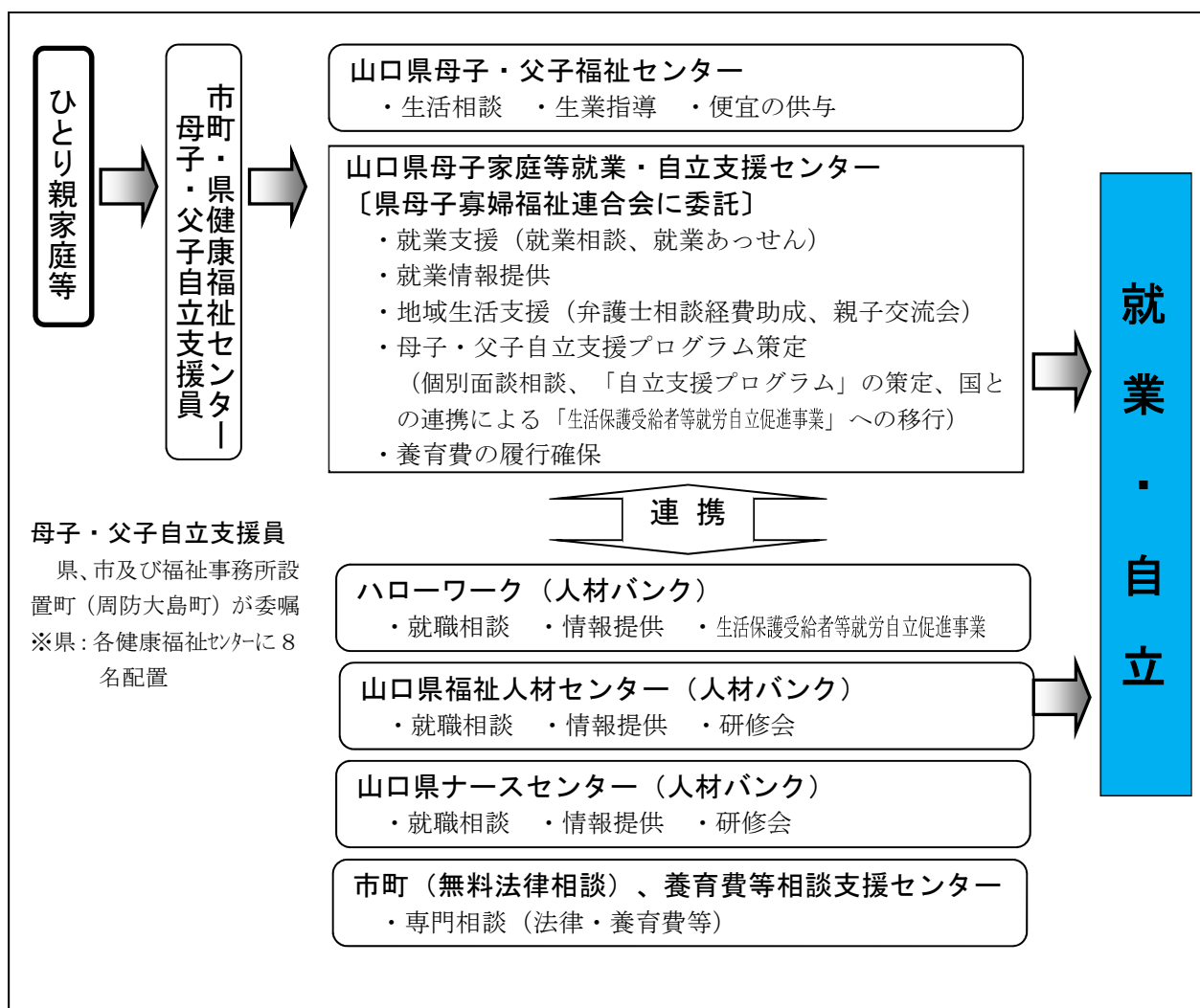
山口県母子家庭等就業・自立支援センター	山口市吉敷下東 3-1-1 山口県母子・父子福祉センター内	TEL (083)923-2490 FAX (083)923-2499
	E-mail:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp	

山口県福祉人材センター	山口市小郡令和1-1-1 山口県社会福祉協議会内	TEL (083)902-2355 FAX (083)902-5877
-------------	-----------------------------	--

- ・ ひとり親家庭の親等の就業促進についての理解を得るため、事業主に対する啓発活動や情報提供を行うとともに、訪問活動による企業等の求人開拓や企業情報の収集によるマッチングを実施し、雇用について協力要請を行います。

- ・ 国の機関や県・市町、公共的施設等における会計年度任用職員の求人情報を求職者に提供するなど、ひとり親家庭の親等の就業の促進を図ります。
- ・ 山口県母子家庭等就業・自立支援センター、県健康福祉センター等において、ひとり親家庭等の自立を促進するために、個々のひとり親家庭の状況・ニーズに応じ自立目標や支援内容等に対応した「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携しながら就業支援を行います。
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施に当たっては、ひとり親家庭等の親に対し、離婚届の提出時や児童扶養手当の申請時等あらゆる機会を捉え、対象者に周知するとともに、対象者のうち自立・就業に意欲のある者等に対し、意向を十分確認した上で、相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を行います。
- ・ 母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員その他の相談関係職員に対する情報提供や資質の向上のため、母子・父子自立支援員等の相談関係職員の研修を実施します。

【ひとり親家庭等への就業・自立支援体制】



- ・ 求職者や転職希望者に対し職業能力開発の機会を提供するため、介護等の職業訓練を実施します。また、職業訓練受講者の募集にあたり未就労のひとり親家庭の親等の専用枠を設け、受講の機会を拡大します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づき、ひとり親家庭の親も含め就労による自立を目指す者に対し、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所のチーム支援、就労準備段階の者への支援などきめ細かな支援を実施します。
- ・ 子育て女性等を対象とした職業訓練等を実施します。また、県民局で行うキャリアカウンセリングに「女性相談デー」を設け、女性のカウンセラーが女性からの相談にきめ細かく対応することにより、子育て女性等の再就職の支援を行います。
- ・ 公共職業能力開発施設等において技能を習得する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金や生活資金の貸付けを行います。
- ・ ひとり親家庭の親の職業に関する知識や技能の習得を容易にし、就職の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金^{*}や高等職業訓練促進給付金^{*}等を給付します。
- ・ 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格（看護師、調理師等）の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金の高等職業訓練促進資金の貸付けを行い、資格取得を促進します。
- ・ ひとり親家庭の親等が事業を開始する場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の事業開始資金の貸付けを行い、創業を支援します。
- ・ 創業希望者に対し、事業計画策定やノウハウ取得等に向けた創業セミナーの開催等によるきめ細かな支援を行うとともに、創業応援資金による融資を行い、創業を支援します。
- ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を、保育士試験の受験に必要な実務経験に算入することにより、保育士資格の取得を促進します。
- ・ 母子生活支援施設や児童養護施設等を退所する児童等が身元保証人を得られずに就職が困難となることのないよう、身元保証人確保のための支援を実施します。
- ・ より良い条件の就職や転職に向け、ひとり親家庭の親又は子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を開始した時、修了した時、及び高等学校卒業程度認定試験に合格した時に、講座受講費用の一部を助成します。
- ・ 児童扶養手当の手続を行う際等に、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等と連携して、母子・父子自立支援員等による求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施します。
- ・ 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等に対し、ハローワークや福祉人材センターと連携し、求人情報の提供等を実施します。
- ・ ひとり親家庭の親の就業機会の創出等を図るために、国（ハローワーク、労働局）が実施する事業等を積極的に活用し、国と緊密に連携した就業支援を行います。

国（公共職業安定所（ハローワーク）、労働局）が実施する事業

◇ 就業の支援

- ひとり親家庭の親に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施しています。また、マザーズコーナー等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施しています。
- 母子家庭等就業・自立支援センターに対し、必要な求人情報を積極的に提供しています。
- 児童扶養手当又は生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行うため、ハローワークと県・市の福祉担当部局が連携して生活保護受給者等就労支援事業を推進しています。

◇ 就業機会創出のための支援

○ 特定求職者雇用開発助成金の支給

ひとり親家庭の親（※）の就職が困難な者の雇用機会の拡大を図るため、これらの者をハローワーク又は雇用関係給付金取扱いの同意を行っている職業紹介事業者の紹介により雇い入れ、継続して雇用する事業主に対して、助成金を支給しています。

○ トライアル雇用事業の実施

ひとり親家庭の親（※）が職業経験の不足などから就職が困難な場合、原則3か月の試行就業（トライアル雇用）を行うことにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしてもらう制度で、求職者、事業者の相互理解を深めることができ、ミスマッチを防ぐことができる制度となっており、一定の要件のもと、試行就業を行った事業主に対して奨励金を支給しています。

○ キャリアアップ助成金の支給

有期契約労働者のひとり親家庭の親（※）を無期雇用又は正規雇用労働者へ転換させた事業主に対し、加算措置を設け、助成金を支給しています。

※ただし、父子家庭の父については、児童扶養手当を受給している者に限る。

◇ 職業訓練のあっせん

職業能力形成機会に恵まれない方等の安定雇用への移行を促進するため、求職者個々のニーズに対応した公的職業訓練への適切なあっせんを行い、訓練終了後も安定就職に向けて就職支援を実施しています。

なお、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付金を支給する求職者支援制度があります。

◇ ひとり親家庭の親の雇用に関する啓発活動

事業主に対し、ひとり親家庭の親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動を積極的に推進しています。

※ 母子家庭等就業・自立支援センター

就業相談、就業情報の提供などの就労支援サービスの提供等、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立支援を総合的に行う機関です（県母子・父子福祉センター内に設置）。

※ 自立支援教育訓練給付金

職業能力開発のため、国が対象としている講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等）を受講したひとり親家庭の親に対して、受講料の一部を支給

※ 高等職業訓練促進給付金等

看護師、介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、6月以上養成機関において修業するひとり親家庭の親に対し、修業期間中の生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金（修業期間中の一定期間）を支給するとともに、修業期間修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給

○ ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- ・ ひとり親家庭の親等が一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育等のサービスの提供、児童養護施設等における児童の短期入所（ショートステイ）や夜間・休日の養護（トワイライトステイ）等により、ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立を支援します。

○ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

- ・ ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。また、高等学校等への就学を希望する生活保護受給中のひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給します。

ウ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

○ 就労機会の確保

- ・ 生活困窮者や生活保護受給者の就労を促進するため、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。また、生活保護受給者の就労や自立を促すため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行います。

○ 非正規雇用から正規雇用への転換

- ・ 国の行う非正規雇用労働者の正社員への移行の促進に向けた職業訓練機会の確保の取組の周知による支援を行います。また、5月の「県内就職促進月間」における経済団体や企業への訪問、山口しごとセンターによる企業への個別求人開拓など、あらゆる機会をとらえて、企業に対し、正規雇用の拡大を要請します。

④ 経済的支援

○ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

- ・ 高校生年代までの児童について、児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施します。
また、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に実施するとともに、プライバシーの保護に配慮した給付を行います。

○ 養育費の確保の推進

- ・ ひとり親家庭の養育費の確保のため、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決めや支払の履行、強制執行に関する相談・調整や情報提供等、養育費に関する相談支援を行います。また、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際に対応可能な範囲で同行支援を行います。
- ・ 母子・父子自立支援員等の相談関係者が、養育費確保に向けた相談に適切に対応できるよう、養育費や親子交流、関係機関・団体との連携等に関する研修を行います。
- ・ 離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性を理解してもらうため、相談窓口や養育費に関する知識、親子交流の取決めなどについて、パンフレットを用いた分かりやすい情報提供、啓発活動に努めます。
- ・ 国の養育費等相談支援センターが、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を実施していることから、当該センターと積極的に連携を図り、山口県母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や母子・父子自立支援員は、困難事例への対応や相談能力の向上を図ります。

養育費等相談支援センター	東京都豊島区西池袋2-29-19 K Tビル10階	TEL (03) 3980-4108 FAX (03) 6411-0854
--------------	------------------------------	--

- ・ 山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取決めや履行確保などの法律に関する問題について、弁護士相談の経費助成を行います。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、利用促進を図るとともに、プライバシーの保護に配慮した貸付けを行います。

◇母子父子寡婦福祉資金貸付金の種類

- | | | | |
|---------|---------|-------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥転宅資金 | ⑦住宅資金 | ⑧就職支度資金 |
| ⑨就学支度資金 | ⑩結婚資金 | ⑪生活資金 | ⑫医療介護資金 |

◇相談窓口：市町及び県健康福祉センター

- ・ 児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令改正に伴う児童扶養手当制度に係る事務の円滑な履行に努めます。また、児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に実施するとともに、プライバシーの保護に配慮した給付を行います。
- ・ 児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対するＪＲ通勤定期乗車券の割引や社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付けなど、各種支援制度について情報提供を行います。

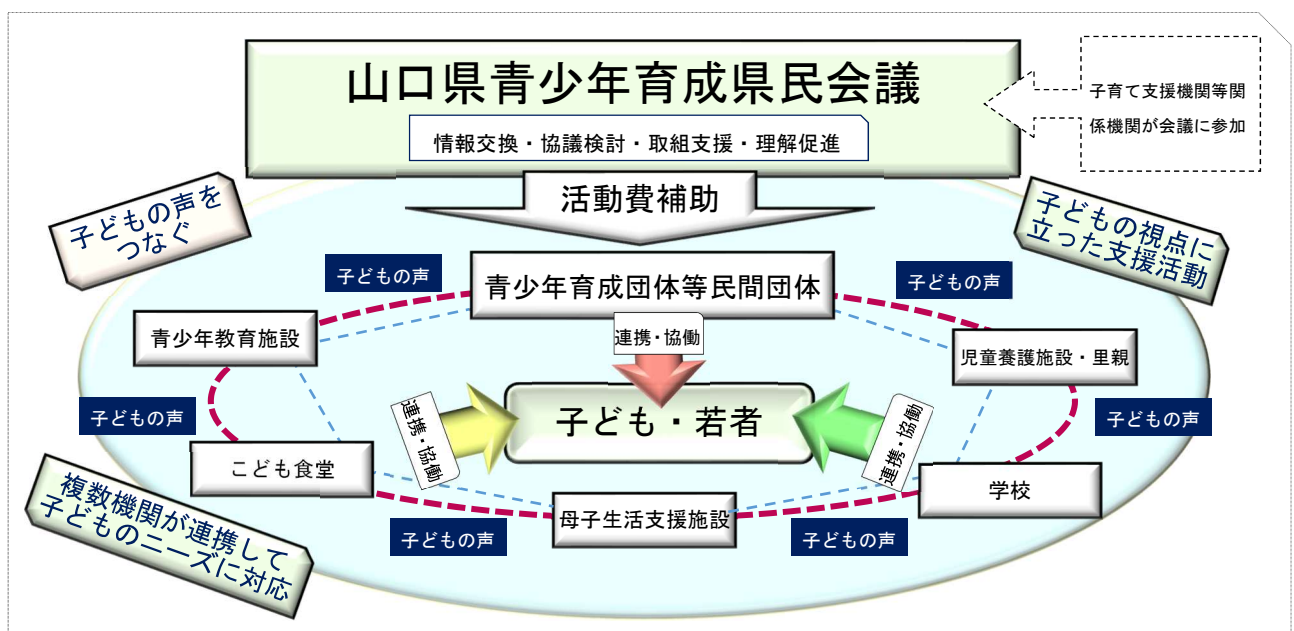
○ 山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度による支援

- ・ 会社倒産や事業不振等により、離職を余儀なくされた勤労者の生活の安定を図るため、大学教育資金や生活資金などを貸付けます。

⑤ 子どもの貧困解消に向けた支援活動の充実と理解促進

○ 企業や青少年育成団体等と連携した支援活動の展開

- ・ 企業や青少年育成団体等と連携して、支援活動に携わる人材を活用し、子ども一人ひとりの課題やニーズに対応し、子どもの貧困解消に向けた支援活動の充実や理解促進を図ります。



(3) 子ども・若者の被害防止・保護

① 児童虐待※防止対策

○ 切れ目のない支援体制の整備

- ・ 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、その後の保護・自立支援に至るまでの一連の対策の強化を図ります。
- ・ 児童相談所や市町等の児童虐待防止対策に関わる職員の資質向上や関係機関の連携強化を図ります（児童福司、児童心理司等のキャリアアップ研修、こども家庭ソーシャルワーカー資格取得の支援）。
- ・ 子育てや家庭、親子関係など悩みを抱える保護者や子ども自身が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談支援に取り組みます。
- ・ 子育てに悩む家庭や虐待の疑いのある子どもをいち早く見つけ、早期対応につなげるため、「189サポーターの養成」や「虐待防止全力宣言企業」の認定など、県民や企業と協働し、社会全体で児童虐待防止に取り組む環境づくりを推進します。
- ・ 「秋のこどもまんなか月間」（11月）におけるオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施等により、児童虐待防止や県民の通告義務などに関する普及啓発を図ります。
- ・ 虐待、置去り、非行などの理由により養護を必要とする子どもの最善の利益を守るため、一時保護所※や緊急時の一時保護委託の受入れを担う児童養護施設や里親家庭等で適切な保護を行います。

※ 児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律第2条において定義された、保護者からの①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動の4種類とされています。

※ 一時保護所

児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設です。

○ 市町の児童相談体制の充実強化

- ・ 市町要保護児童対策地域協議会と児童相談所のネットワーク強化を図り、子どもや保護者への支援に連携して取り組みます。
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の調整担当者に対する研修の実施等により、協議会の機能強化を支援します。
- ・ 市町こども家庭センターの設置促進や機能強化を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な相談体制を整備します。

○ 児童相談所※の専門的機能の強化

- ・ 「山口県福祉総合相談支援センター※」において、警察からの出向職員の配置や相談支援機能の高度化・専門化を図るなど、子ども等への相談支援体制を充実します。
- ・ 一時保護所について、入所ユニットの改修による居室の個室化等により機能を拡充し、要保護児童に対する支援体制を充実・強化します。
- ・ ケースへの組織的な対応や適切なアセスメントの実施に向けて、専門職員の適切な配置を図るとともに、医師や弁護士等による専門的な助言・指導による専門性の高い案件への対応や、児童相談所職員に対する専門性向上に向けた研修の実施等、児童相談所の体制強化を図ります。

※ 児童相談所

児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関です。

※ 山口県福祉総合相談支援センター

県央部に分散設置されている中央児童相談所、身体障害者更生相談所などの福祉相談機関について、総合的・一体的な相談支援体制が図られるよう統合した施設です。

② 児童ポルノ被害対策や犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応

○ 啓発の推進

児童ポルノ被害防止広報用マンガを県警のホームページに掲載するなど啓発活動を行うとともに、犯罪被害者が、相談内容によって適切な機関へ相談できるよう相談窓口を周知します。

山口県警察本部人身安全・少年課 (ヤングテレホン・やまぐち)	山口市滝町 1 - 1 山口県警察本部内	山口県警察本部代表電話 TEL (083)933-0110
	※ 音声ガイダンスに従って操作してください ※ 平日 8 : 30 ~ 17 : 15 (土・日、祝日、年末年始は除く)	

3 子ども・若者の成長に向けた社会環境の整備や担い手の養成

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の構築

① 家庭の教育力向上等による保護者等への積極的な支援

○ 意識啓発・情報提供の推進

- ・ 「やまぐち家庭教育支援強化月間（10月）」を中心とした「家庭の元気応援キャンペーン」を展開し、家庭教育に関する意識啓発・情報提供を一層推進します。
- ・ 保護者向けリーフレット「夢をはぐくむ家庭の元気」の活用等により、「家庭教育5つのポイント」の周知を図るとともに、親子で取り組む「わが家のやくそく大募集」を長期休業の時期に合わせて実施し、家庭における取組の促進を図ります。

○ 保護者等への学習機会の提供

- ・ 家庭教育講座の学習プログラムの開発を進めるとともに、家庭教育支援チーム員の協力を得ながら、就学時健康診断等の機会を利用した保護者等への学習機会を提供します。
- ・ 企業や団体等を対象とした“家庭の元気応援”出前講座※の実施を推進し、今後、子育てに関わる若い社員等の積極的な家庭教育参加を促進します。

※ “家庭の元気応援”出前講座
子育てのあり方や親の役割等について学ぶための、保護者等を対象としたワークショップ型の講座です。

○ 地域における相談・支援体制の充実

- ・ 「家庭教育アドバイザー」の養成を進めるとともに、「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら地域の実情に応じた支援を行う「やまぐち型家庭教育支援チーム」の設置を促進し、身近な地域での切れ目のないきめ細かな相談・支援体制づくりを一層推進します。

○ 専門機関による相談・支援の充実

虐待や経済的な理由等により困難な状況にある家庭環境の改善に向け、「子どもと親のサポートセンター」に配置しているスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を図るとともに、「ふれあい教育センター」等、関係機関との連携を強化しながら、複雑・多様化する相談事例に総合的な視点で対応します。

【数値目標】

	(2023 年度)	(2029 年度)
やまぐち型家庭教育支援チームの設置率	43.1%	全中学校区の65%以上

② コミュニティ・スクールの推進等によるやまぐち型地域連携教育の充実

○ 全県的な連携推進体制の構築・強化

- ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向け、小・中学校における「やまぐち型地域連携教育」や県立学校における「やまぐち型社会連携教育」を推進します。
- ・ 小・中学校、高等学校、特別支援学校等の地域連携の取組を切れ目なく支援する「地域連携教育再加速化サポートチーム」の設置による全県一体的なコーディネートを推進します。
- ・ CSチーフ※、CSサポーター※、地域学校協働活動推進員、学校運営協議会委員等を対象とした各種研修会の実施による資質能力の向上を図ります。
- ・ 学校と地域をつなぐコーディネーター等の養成講座修了者等の学びを生かした地域学校協働活動※を推進します。

※ CSチーフ

県内7エリアに配置され、配置校におけるコーディネートと配置エリアのCSサポーター及び市町教育委員会への助言・支援等を行います。

※ CSサポーター

県立高校等に配置され、配置校におけるコーディネート及び学校運営協議会の開催・運営に係る庶務等を行います。

※ 地域学校協働活動

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

○ 地域資源を活用した、子どもたちのふるさとを愛する心の育成

地域資源を活用したふるさとの自然や歴史、産業を学ぶ活動や、子どもたちが地域活性化に向けた意見発表を行う活動等、地域課題の解決に主体的に参画する取組を推進し、子どもたちの地域への貢献意識やふるさとを愛する心を育むため、学校・地域連携カリキュラムの更新や地域との共有、活用、評価、改善の一連のサイクルを計画的・組織的に推進します。

○ 多様な人材の参画による地域ぐるみの活動の推進

地域協育ネットの充実に向け、高校生や大学生ボランティアを含めた多様な人材の参画を促し、異年齢の子ども同士の交流や世代を越えてともに学ぶ三世代交流等の充実を図るとともに、公民館や地域の関係団体等との連携により、地域未来塾や土曜日等にお

ける多様なプログラムによる教育活動等の子どもたちの多様な体験活動を支援するなど、地域ぐるみの組織的な活動を促進します。

【数値目標】

地域協育ネットコーディネーター養成講座受講者数（累計）	(2023 年度) 594 人	(2029 年度) 900 人
-----------------------------	--------------------	--------------------

③ 保育の場の確保や放課後児童の居場所づくりによる社会全体で子どもを育む環境づくり

ア 職業生活と家庭生活との両立支援

○ 保育の場の確保

子ども・子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容や、認定こども園[※]の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数等を定めます。

※ 認定こども園

就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設。

○ 幼児期の教育・保育の充実

- ・ 幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。
- ・ 指定保育士養成施設の新規卒業者の確保や潜在保育士の再就職支援の取組等により、保育士の確保を図ります。
- ・ 教育・保育に係る施設の計画的な整備等により、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図ります。
- ・ 地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である認定こども園や幼稚園、保育所と地域型保育事業[※]や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。
- ・ 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。

※ 地域型保育事業

保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業のことです。

イ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実と相互連携

○ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実と相互連携

- ・ 就労等により昼間保護者が不在となる児童のニーズに対応するため、小学校の余裕教室や児童館等を利用した放課後児童クラブの設置を促進します。
- ・ 「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組を円滑に進めるため、福祉部局と教育委員会とが連携しながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室の従事者や参画者の確保及び質の向上を図ります。
- ・ 放課後子ども教室と放課後児童クラブの指導者の交流機会の提供や活動プログラムの共有による連携・交流を促進し、教室とクラブが連携した放課後等の安心で安全な居場所づくりを推進します。

【数値目標】

	(2023 年度)	(2029 年度)
放課後児童クラブ待機児童数	483 人	0 人

④ 子ども・若者の社会性・人間性を育む地域の多様な活動の推進

ア 生涯学習の推進

○ 生涯学習の推進

- ・ 山口県ひとづくり財団の生涯学習推進センターが中心となって、山口図書館・山口博物館等の関係機関と連携し、総合的に生涯学習を推進します。
- ・ 生涯学習推進センターでは、生涯学習に関する相談窓口を設けるとともに、生涯学習情報提供システム「かがやきネットやまぐち」の充実、小学生から一般までを対象とする人材育成の講座等を実施します。

イ 地域で展開される活動の推進や体験・交流活動等の場の整備

○ 環境学習・環境教育の推進

- ・ 「山口県環境学習指導者バンク※」制度を活用し、環境保全活動の意識醸成と実践活動の促進を図ります。
- ・ 地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援し、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる「こどもエコクラブ」に対して活動の促進・支援を行います。
- ・ 小・中・高等学校等における各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で有機的な関わりをもたせて、学校における教育活動全体を通した環境教育の推進に努めます。

※ 山口県環境学習指導者バンク

県民の環境保全に関する理解と認識を深め、地域での環境学習を促進するために設置されたバンクで、登録した指導者を学校や各種団体などが開催する講演会、環境学習会等に派遣しています。

◇指導者の区分

- ・環境アドバイザー（講演型環境学習指導者）
- ・環境パートナー（体験型環境学習指導者）
- ・こどもエコクラブアドバイザー（活動助言・指導）

○ ユニバーサルデザイン※の推進

- ・ まち全体にわたる面的な広がりや連続性を確保するため、「山口県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」等に基づいた施設整備を一層促進します。
- ・ 障害のある人や子ども連れの人等が安心して外出できるよう、やまぐち安心おでかけ福祉マップ等、ユニバーサルデザインに配慮された施設を紹介する取組を推進します。

※ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のことで、高齢者や障害のある人などを含めた全ての人がはじめてから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うというものです。

（２）子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

① スマートフォンの普及等に伴うインターネット利用への対応

○ インターネットを利用した犯罪等から青少年を守る取組

山口県青少年健全育成条例の改正により、スマートフォン等の使用者が青少年であるときは、携帯電話事業者等に対し、インターネットの不適切利用による犯罪の誘発や、犯罪被害の可能性があることなどについての説明を義務付けたことから、事業者の説明状況を把握し、インターネットを利用した犯罪等から青少年を守る取組を進めます。

○ 地域の相談体制の強化

青少年育成指導者や警察職員を対象に、大手携帯電話会社が作成する映像教材やノウハウを用いた、携帯電話・インターネット使用の指導方法や情報モラルについての研修会を開催し、地域の相談体制を強化します。

○ 児童生徒のインターネット利用対策会議の提言に基づく取組

- ・ 「児童生徒のインターネット利用対策会議」が2015（平成27）年2月に取りまとめた「提言」を踏まえ、「家庭、地域における啓発活動等の推進」「学校における情報モラル教育

の推進」「関係機関・団体の取組強化」の3つの項目について取組を推進します。

- ・ 教員、保護者、児童生徒を対象とした情報モラル研修会の開催やKYT（危険予測トレーニング）資料を活用した対応力の育成、高校生に近い世代である大学生による情報安全講座の実施によるインターネットリテラシー※の向上、小・中・高校生の保護者向けの啓発資料の全世帯への配布等により家庭等への啓発活動を推進します。
- ・ 各学校において情報モラル教育年間指導計画を作成して、児童生徒の実態に応じた指導体制を構築するとともに、知識として理解するだけでなく、実践的な能力や態度が身に付くよう、小・中・高等学校の各段階において、教育活動の様々な場面で指導が行われるよう、体系的な取組を推進します。

※ インターネットリテラシー
インターネット利用における知識、教養、能力のこと。

○ 問題事案の把握、相談対応等

- ・ 県教育委員会と県警察本部とが2016（平成28）年3月に締結した「やまぐち児童生徒サポートライン※」に関する協定に基づき、スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、特に早期対応が必要な場合は、警察と連携し、被害の防止や安全の確保を図ります。
- ・ やまぐち総合教育支援センターに配置しているネットアドバイザーが、児童生徒や保護者等からのネット問題についての相談を受け、問題解決のための助言等を行います。

※ やまぐち児童生徒サポートライン
県教育委員会と県警察本部とが、双方の責任体制や連絡基準等を明確にした相互連絡制度。

【数値目標】

スマートフォン等の使い方について、家庭での 約束がない児童生徒の割合	(2022 年度)	(2029 年度)
	小 15.8% 中 23.5%	減少させる。

② 成人向け図書の区分陳列の徹底等による有害環境の浄化

○ こども環境クリーンアップ活動の実施

市町、警察、青少年育成ボランティアと連携し、こども環境クリーンアップ活動として、図書類取扱店（書店、コンビニエンスストア等）、深夜営業施設（カラオケボックス、インターネットカフェ等）、図書类等自動販売機に対する調査及び必要な指導を行うとともに、深夜営業施設においては、たばこや酒類を販売する場合の販売方法についても確認します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

○ 意識啓発の推進

- ・ 「やまぐち働き方改革推進会議※」による多様な主体による取組の推進、「やまぐち働き方改革支援センター※」によるアウトリーチ支援や中小企業労働相談員による事業所訪問、長時間労働の縮減やワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや研修会等を実施します。
- ・ 「やまぐち“とも×いく” 応援企業登録制度※」等による男性、女性ともに希望どおり、育児休業制度を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりを促進します。
- ・ 企業の自主的な研修会等の場に講師を派遣する「ワーク・ライフ・バランス推進出前講座」を実施します。
- ・ 事業者における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援するため、ポジティブ・アクション※や仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者、団体を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進します。
- ・ 山口県青少年育成県民会議※と連携し、家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日※」運動を推進します。

※ やまぐち働き方改革推進会議

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の活躍促進、長時間労働の是正その他の「働き方改革」に関する施策を先進的に実施するため、知事をトップに、労働団体、経営者団体、金融機関、大学、学識経験者、行政機関等により設立した組織のことです。

※ やまぐち働き方支援センター

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、長時間労働の縮減、女性活躍促進、若者等の就職支援や職場定着促進等の幅広い「働き方改革」に係る企業や従業員からの相談にワンストップで対応する窓口のことです。

※ やまぐち“とも×いく” 応援企業登録制度

「育児休業取得率 100%」及び「1 箇月以上の育休取得」を推奨する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、男女ともに希望どおり、育児休業を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を登録することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を登録する制度のことです（令和 6 年（2024 年）2 月に創設）。

※ ポジティブ・アクション

男女が、社会の構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することです。

※ 山口県青少年育成県民会議

県、市町、青少年団体等と連携して、青少年の健全育成を目的とした活動を行う組織で、体験活動の推進や、心豊かで明るい家庭を目指す「家庭の日」運動、青少年の社会参加活動「少年の主張コンクール」等を実施しています。

※ 家庭の日

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日です。事業者や民間団体も同様に、「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるとしています。

【数値目標】

育児休業取得率（男性）	(2022 年度) 31.0%	(2029 年度) 78.0%
「家庭の日」協力事業所の登録数	(2024 年度) 997 事業所	(2029 年度) 増加させる。

（４）地域における多様な協力者の養成・確保

○ 地域で子どもや子育て家庭を支援する人材の養成・確保

- ・ 地域における母子保健の推進・向上のため、研修等を開催し、家庭訪問やサークル活動などの子育て支援活動を通して行政と住民のパイプ役として活躍する「母子保健推進員」の資質向上を図ります。
- ・ 保育や子育て支援分野の充実を図るため、認定研修を実施し、保育所やファミリーサポートセンター、放課後児童クラブなどに従事・サポートする「子育て支援員」の確保を図ります。

※ ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助活動を行う組織です。

○ 体験活動等に携わる人材の養成・確保

- ・ 野外教育活動指導者研修会や子どもたちの人間関係を育む本県独自の体験学習手法であるAFPYの実践に向けた研修等を実施し、専門的な知識や技能を身に付けた体験活動指導者の養成や指導力の向上に取り組みます。
- ・ 次世代のスポーツボランティア人材を育成するため、学校や大学と連携し、若者がスポーツボランティアの体験をする機会を設けること等により、スポーツボランティア活動の普及啓発を図ります。
- ・ 環境に関する県民の理解と認識を深め、地域における環境保全の幅広い取組を促進するため、環境学習の指導者として活動経験を有する者を「環境アドバイザー」や「環境パートナー」等として「山口県環境学習指導者バンク」に登録することにより、人材の確保に努めます。

○ 本県の地域連携教育の推進に携わる人材の養成・確保

- ・ 学校と地域をつなぐコーディネーター等に必要な知識・技能等の習熟を図る講座の開催や地域学校協働活動（地域協育ネットの取組）の充実に向けた県教育委員会、市町教育委員会による支援等を行い、多様な人材の参画による社会総がかりの活動を推進します。

○ 少年非行の防止に携わる担い手の養成

- ・ 少年の非行・被害防止のために少年の見守り活動を行う「少年警察ボランティア」について、全国少年警察ボランティア協会の主催するセミナー等への積極的な参加を促し、資質向上を図ります。
- ・ 中・高校生及び大学生が中心となり、同世代の少年の規範意識の高揚、啓発を行う「少年セーフティリーダーズ」について、各校の代表生徒が集まって、非行防止や犯罪被害の防止等について発表や意見交換を行い、参加校全体で今後の活動目標等を決定するリーダーズサミット等の活動を通して、意識の向上を図ります。

【数値目標】

【再掲】地域協育ネットコーディネーター養成講座受講者数（累計）	(2023 年度) 594 人	(2029 年度) 900 人
---------------------------------	--------------------	--------------------

（５）専門性の高い人材の養成・確保

○ 教員の養成・確保

- ・ 「山口県教員養成等検討協議会※」を通して大学等との連携の強化、教員養成や採用選考の改善・充実を図るとともに、「山口県教職員人材育成基本方針」、「山口県教員育成指標」等の活用による計画的・継続的な人材育成を推進します。
- ・ 山口県の教員をめざす学生を対象とした研修及び体験制度等を充実するとともに、優秀な人材を確保するために、教員志願者の増加に向けた取組を推進します。

- ・ 教職員のキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図る研修や教職員一人ひとりの適性や能力に応じて専門性を高める研修の充実を図ります。
- ・ 「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、管理職等による教職員との対話に基づく適切な研修奨励を通して、教職員一人ひとりの主体的で個別最適・協働的な学びを推進するとともに、サテライト研修*や「やまぐち I C T 新たな学びラボ（YAMA-LABO）」等により、各学校の校内研修を積極的に支援します。
- ・ 学校運営や人材育成の中核となるミドルリーダーの育成に向けた専門的なスキルと指導力の向上を図る研修等の実施や、管理職に必要な素養であるリーダーシップやコミュニケーション能力等の向上に向けた新任管理職研修会をはじめとする管理職の研修等の充実を図ります。

※ 山口県教員養成等検討協議会

学校、市町教育委員会と教員養成課程を有する県内全ての大学等で構成される協議会

※ サテライト研修

やまぐち総合教育支援センターの事業で、学校等に出向いて実施する研修。

○ 医師等の養成・確保

- ・ 医師修学資金の特定診療科枠に産婦人科・小児科を指定し、修学資金の貸与や県地域医療センターにおけるキャリア形成支援等の取組を通じ、周産期医療・小児医療を担う医師の養成確保に努めます。
- ・ 看護職員（保健師、助産師を含む。）の確保定着を図るため、看護学生への修学資金の貸与や県外看護学生等の県内Uターン等を支援する奨学金返還補助、県内看護師等養成所の運営支援より、看護職員の計画的かつ安定的な確保を図るとともに、山口県看護協会との連携の下、ナースセンターにおける無料職業紹介等、再就業に向けた取組を通じ、潜在看護職員の再就業の促進を図ります。

【数値目標】

産婦人科・産科医師数（15～49歳女子人口10万人当たり）	(2022年) 49.8人 (全国平均49.0人)	(2029年度) 全国平均以上
小児科医師数（小児人口10万人当たり）	(2022年) 91.2人 (全国平均122.6人)	(2029年度) 全国平均以上

○ **保育士等の養成・確保**

- ・ 幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。
- ・ 指定保育士養成施設の新規卒業者の確保や潜在保育士の再就職支援の取組等により、保育士の確保を図ります。
- ・ 幼稚園教諭、保育士等に対する研修等の実施により、資質の向上を図ります。

○ **社会福祉士・精神保健福祉士の養成・確保**

保健福祉系大学等と連携を図りながら、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成・確保に努めます。